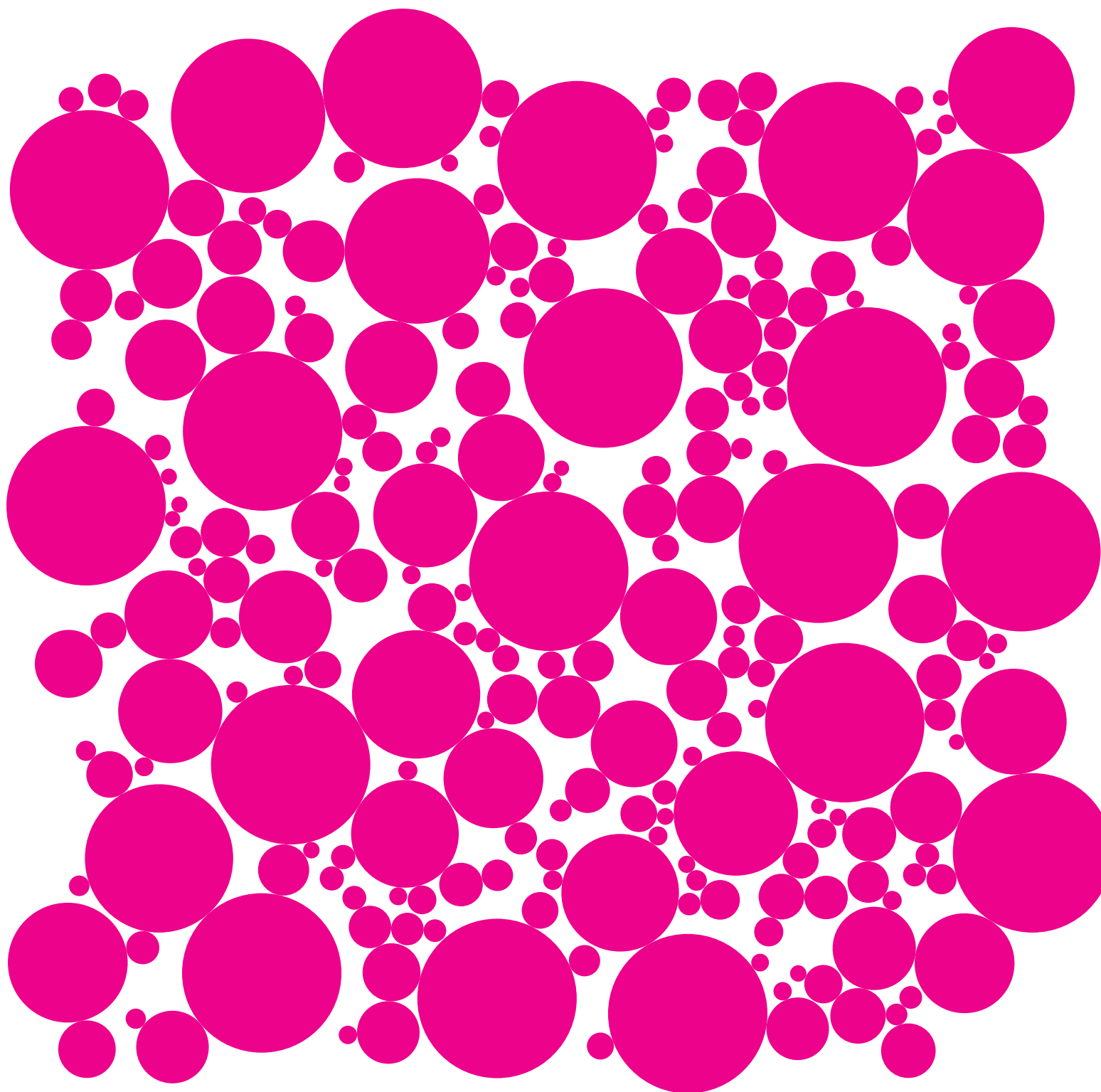


大学院要覧 2025

日本大学大学院芸術学研究科
nihon university graduate school of art

8つのアート1つのハート



日本大学の目的及び使命

- 1 日本大学は、日本精神にもとづき、道統をたつとび、憲章にしたがい、自主創造の気風をやしなひ、文化の進展をはかり、世界の平和と人類の福祉とに寄与することを目的とする。
- 2 日本大学は、広く知識を世界にもとめて、深遠な學術を研究し、心身ともに健全な文化人を育成することを使命とする。
- 3 大学院は、高度にして専門的な學術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

日本大学教育憲章

日本大学は、本学の「目的及び使命」を理解し、本学の教育理念である「自主創造」を構成する「自ら学ぶ」、「自ら考える」及び「自ら道をひらく」能力を身につけ、「日本大学マインド」を有する者を育成する。

日本大学マインド

・日本の特質を理解し伝える力

日本文化に基づく日本人の気質、感性及び価値観を身につけ、その特質を自ら発信することができる。

・多様な価値を受容し、自己の立場・役割を認識する力

異文化及び異分野の多様な価値を受容し、地域社会、日本及び世界の中での自己の立ち位置や役割を認識し、説明することができる。

・社会に貢献する姿勢

社会に貢献する姿勢を持ち続けることができる。

「自主創造」の3つの構成要素及びその能力

< 自ら学ぶ >

・豊かな知識・教養に基づく高い倫理観

豊かな知識・教養を基に倫理観を高めることができる。

・世界の現状を理解し、説明する力

世界情勢を理解し、国際社会が直面している問題を説明することができる。

< 自ら考える >

・論理的・批判的思考力

得られる情報を基に論理的な思考、批判的な思考をすることができる。

・問題発見・解決力

事象を注意深く観察して問題を発見し、解決策を提案することができる。

< 自ら道をひらく >

・挑戦力

あきらめない気持ちで新しいことに果敢に挑戦することができる。

・コミュニケーション力

他者の意見を聴いて理解し、自分の考えを伝えることができる。

・リーダーシップ・協働力

集団のなかで連携しながら、協働者の力を引き出し、その活躍を支援することができる。

・省察力

謙虚に自己を見つめ、振り返りを通じて自己を高めることができる。

この『大学院要覧』は、本研究科に在学するみなさんが、必ず知っておかなければならない学則や履修方法のほか、事務局各課のサービス内容と事務手続方法などをとりまとめたものです。

学生生活を送るにあたって重要な事柄が記載されていますので、在学期間を通じて大切に保管し、利用してください。

目 次

日本大学の目的及び使命／日本大学教育憲章	
日本大学大学院芸術学研究科について／日本大学の情報管理	2
日本大学大学院芸術学研究科の教育方針	3
日本大学大学院芸術学研究科教育研究上の目的	4
日本大学の沿革	5
日本大学の略年表	6
芸術学研究科・芸術学部の略年表	8

■履修案内

I 授業時間帯	10
II 履修登録	10
III 単位の基準	11
IV 段階履修について	11
V G P A 及び学業成績の評価	12
VI 相互履修制度・単位互換制度	13
VII 免許・資格等	14
VIII 連携理論研究・連携表現研究	17
IX 学生による授業評価アンケートへの回答について	17

■博士前期課程

I 研究指導計画について	18
II 学位授与について	19
III 日本大学大学院芸術学研究科における学位（修士）論文等審査基準	21
IV 博士前期課程授業科目一覧	
文芸学専攻	23
映像芸術専攻	24
造形芸術専攻	25
音楽芸術専攻	26
舞台芸術専攻	27

■博士後期課程

I 研究指導計画について	28
II 学位授与について	29
III 日本大学大学院芸術学研究科における学位（博士）論文審査基準	31
IV 博士後期課程授業科目一覧	
芸術専攻	33

■学生生活

I 事務局及び事務取扱い	34
II 学生証	35
III 各種願（届）	35
IV 証明書等の種類・交付	36
V 学費等の納入	37
VI 奨学金制度	38
VII 海外留学	39
VIII 海外渡航	40
IX 芸術・メディア・コミュニケーション	40
X 大学院生研究室	40
XI 学生支援室	41
XII 保健関係	41
XIII 医療費助成・補償制度	42
XIV 厚生施設等	43
XV PC ルーム	43
XVI 外国人留学生の方へ	43
XVII 災害時の避難について	45
XVIII その他の注意事項	46

■図書館

■各種規程関係

I 日本大学学則（抄）	49
II 日本大学学位規程（抄）	53

日本大学校歌	56
日芸キャンパスの利用について	57
芸術学部（芸術学研究科）電話番号案内	

博士前期課程〔5専攻〕

文芸学
LITERARY ARTS

映像芸術
IMAGE ARTS

造形芸術
FINE ARTS AND DESIGN

音楽芸術
MUSICAL ARTS

舞台芸術
PERFORMING ARTS

博士後期課程〔1専攻〕

芸術
THE ARTS

日本大学大学院芸術学研究科は70年以上の歴史を持つ芸術系総合大学院です。博士前期課程では、専門性の高い5つの専攻で、深化した芸術の理論と歴史の研究を通して想像力と国際発信力を養い、併せて領域を越えた応用領域での複合的な芸術の創作と研究を探究することで、高度な知識と経験を研鑽します。昭和26年に文芸学専攻を設置し、平成5年に映像芸術専攻、造形芸術専攻、音楽芸術専攻、舞台芸術専攻の4専攻を増設し、多くの研究者、表現者を輩出しています。平成7年に開設された博士後期課程芸術専攻では、これまで141名の博士を輩出し、様々なフィールドで自立した研究と表現を行い、社会貢献を果たしています。未来の芸術開拓者となる人材の育成を目標としています。

日本大学の情報管理

本大学は、以下の情報管理宣言を定めて情報管理の徹底に努めています。学生・生徒のみなさんも日本大学を構成する一員として、この宣言を尊重し、情報の取扱いについてのルールを守り、個人情報などを不用意に流出させることのないよう十分注意してください。

日本大学情報管理宣言

日本大学は、教育理念を実現し、社会的責任を全うし、本学の誇りを守るため、次の三つを宣言します。

- 1 日本大学は、業務・教学情報の外部持ち出しを許しません
- 1 日本大学は、情報を大学の重要な財産と考え、厳格に管理します
- 1 日本大学は、構成員に対し情報管理教育を徹底します

日本大学の構成員は、自らが関わる情報が、大学の誇りと構成員・校友の尊厳に関わるものであることを常に自覚し、良識を持って情報に接することを誓います。

日本大学大学院芸術学研究科の教育方針

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

日本大学大学院芸術学研究科では、日本大学教育憲章に基づき、「日本大学の目的及び使命」を理解し、「自主創造」を構成する「自ら学ぶ」「自ら考える」「自ら道をひらく」能力に基づく、芸術・文化全般に対して国際的視野を備え、本研究科の修了要件を満たした者に、学位を授与する。

博士前期課程では、文芸学、映像芸術、造形芸術、音楽芸術、舞台芸術各専攻の修了要件を満たし、各研究分野における理論と歴史を専門的に探究する力を持ち、問題を自ら解決するために、芸術の研究と表現を磨き、その能力を社会に生かす姿勢を持つことが、課程修了の基準である。

博士後期課程では、芸術の研究者、創作者として自立するための高度な専門的知識と能力を身につけ、独力で新たな研究、創作の問題を見出し、解決させ、社会に貢献できるようになることが、課程修了の基準である。

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

日本大学大学院芸術学研究科では、日本大学教育憲章に基づき、学位授与の方針に沿って教育課程を編成し実施する。

博士前期課程では、文芸学、映像芸術、造形芸術、音楽芸術、舞台芸術の5つの専攻を置き、21世紀の芸術が担う社会的先導性を身につけることを目標とする。基礎的素養と各専攻の専門知識を培うと同時に、専攻の壁を越えて学生の知的関心に応じるべく、相互に関連する広範囲の科目を配置し、修士論文・作品の研究を個別に指導する。憲章の8つの能力を養成するとともに、芸術分野の多岐にわたる授業科目を体系化し、講義・演習・実習・実技等の授業形態を組み入れた学修方法による教育課程を以下のとおり編成し、実施する。

- (1) 主指導教授が担当する科目を1年次より2年間継続して履修し、修士論文・修士制作の作成のための指導を少人数制で実施する。
- (2) 全専攻共通科目である「芸術学特論」では、芸術の歴史のなかで各領域の芸術の果たしてきた役割と社会における意味を総合的に論考して、今日の芸術的状況を認識することを目的としている。また、「リサーチ特殊研究」では論文作成の基本と原則を習得し資料収集の方法などの能力を養うことを目的とし、芸術の表現力と技術を身に付けつつ、修士論文執筆のための実践的な指導を実施する。
- (3) 専攻ごとに芸術理論・歴史を専門的に探究する力を修得するための理論部門や、各自の専門研究における問題を自ら解決するための演習・実習部門を設置し科目を配置する。また、相互に関連する他専攻の専門科目を履修する関連領域部門では、学生自身の専門領域に留まらない知的関心に答えられるようなカリキュラムを編成する。

博士後期課程では、博士前期課程での研究をさらに発展させるため、指導教員により、論文作成における多岐にわたるアドバイスをを行うとともに、研究成果発表のプレゼンテーション能力を強化し、コースワークとリサーチワークを組み合わせた体系的な授業形態を組み入れ、学生自身が独力で問題設定から解決までできることを目指した教育課程を以下のとおり編成し、実施する。

- (1) 1年次より主指導教員が担当する「芸術研究特別演習」を中心にリサーチワークを実施して、実技能力や調査研究能力、研究理論を構築する能力に関する綿密な指導をとおして、学生自らが設定する研究内容を高次なものへと高め、博士論文の作成に向けた総合的かつ実践的な研究指導を実施する。
- (2) コースワークを充実させ、研究・創作の視野を広げ、幅広い学識を涵養するため、他領域の科目を履修するとともに、理論だけでなく作品制作等の表現をとおしての教育を実施する。また、「芸術学特殊研究」を必修科目として、芸術を学ぶ上で必要とされる芸術学や美学のほか様々な学問領域の歴史について理解する。
- (3) 博士論文提出までに1次予備試験、2次予備試験（中間発表）の2回の予備試験と博士論文提出の際の口頭発表をとおして、研究者・表現者として必要なプレゼンテーション能力を身に付けるとともに、指導教員以外の教員からの助言を受け博士論文を完成させる。

日本大学大学院芸術学研究科教育研究上の目的

21世紀の芸術は、すべての領域における融合を必然としている。芸術の現状を視野に置きながら、芸術の理論と歴史の研究と想像力を養い、併せて専門及び学際的課題を含む応用領域の研究を行っている。専門分野の更なる研究と創作等を行うとともに、隣接領域の芸術と触れ合い、広い視野をもって芸術を理解することで、幅広い知識と技術を持った、次代の芸術をリードする人材を養成する。

博士前期課程

【文芸学専攻】

現代文学を研究・創作の両面から考え、隣接ジャンルとの関係で幅広くとらえて文学の未来を探らせる。文学のみならず広義の文化研究の領域でも新研究を求めていく。そのためのあらゆる試みを可能にして、文壇・論壇・学界の新しい担い手を養成する。

【映像芸術専攻】

今日の情報環境の中で役割が拡大してきている写真、映画、TV等各専門領域・専門分野の深化・総合化を図る。映像の各分野の歴史研究や作品研究、さらに各メディアの総合化の実験、他の芸術領域との統合を図るなど、高度な創作活動、理論的研究を通じて、より新しく専門的な表現実験に意欲的に取り組む人材、専門的な教育研究に従事する人材の養成と新たな総合的研究領域の形成を図る。

【造形芸術専攻】

デザイン、美術、美学美術史の分野における専門家を養成する。創作研究、作品分析研究、歴史研究を多角的に追求し、平面、立体、映像等表現の伝統的及び現代的技法を習得する。芸術の根源的な営為への想像力を馳せる力を養う一方で、文献学の基礎的方法も学ぶ。国際的な視野を持ち、社会との連携も視野に入れつつ、IT時代に即応した先端的表現領域や、造形関連分野境界領域での表現の独創性も追求する。

【音楽芸術専攻】

音楽は、芸術文化の中で重要な部分を形成するばかりでなく、社会がますます複雑化し、多様化するにつれて、演劇、舞踊、映画、放送などといった諸分野との結びつきも、さらに密接になってきている。文化の国際化にともなう、まったく新しい形の活動も、めざましい。現実を見据え、いっそう高度な演奏、創作、研究を実践し、あるいは教育に当たることのできる人材を養成する。

【舞台芸術専攻】

演劇の実践教育及びその芸術表現を基盤に、戯曲、演出、舞台美術の空間表現と、演技、舞踊など身体表現の教育研究を主眼とする。ことに、映像メディアを活用した身体表現や創作実験の場の提供による表現など創造的研究を行う。従来の西洋演劇を中心にした学問体系のみならず日本の伝統芸能、民俗芸術等を基盤として、これらの歴史研究、調査研究を実施し、高度な専門知識と実践的能力を有する人材を養成する。

博士後期課程

【芸術専攻】

近年の芸術は、異なった分野・領域の芸術が、先端的なメディア等を介在しながらクロスし、さらに密接な関係が成立している。専門の分野をより深く研究することを目的としつつ、どの分野からでも自らの研究に必要な他分野も研究し、新たな表現と理論の開発にも有効に機能するよう、芸術の学問と創作研究を確立し、自立した研究活動と高度な専門的活動に従事するに必要な高度な表現研究能力と豊かな学識を持った人材を養成する。

日本大学の沿革

明治初年以来、外国の文明制度と法律が滔々^{とうとう}として我が国に殺到し、フランス法律学校・イギリス法律学校・ドイツ法律学校が次々に設立された頃、欧化万能の余風による外来思想と日本独自の民族性との融合調和をはかろうとするものはありませんでした。このような状態を憂い、模倣から調和へ、調和から創造へとすすめて、日本独自の法律文化を確立しなければならないという信念のもとに、時の司法大臣山田顕義^{あきよし}は総理大臣山県有朋と相はかり、「日本法学の振起」を志して明治22年10月4日、日本法律学校を創立、翌23年9月、皇典講究所内に金子堅太郎を初代校長として開校しました。

明治36年8月に校則を改め大学組織となり日本大学と改称、大正9年4月には大学令による大学となり、昭和24年4月に新制大学に移行しました。歴代総長は、初代松岡康毅^{やすこわ}（2代校長）、平沼騏一郎博士^{きいちろう}、山岡萬之助博士^{まんのすけ}、呉文炳博士^{くれふみあき}、永田菊四郎博士^{きくしろう}、鈴木勝博士^{まさる}、高梨公之博士^{まさゆき}、木下茂徳博士^{しげのり}、瀬在良男博士^{よしお}、瀬在幸安博士^{ゆきやす}、小嶋勝衛博士^{かつえ}、酒井健夫博士^{たけお}、大塚吉兵衛博士^{きちべえ}、加藤直人博士^{なおと}、酒井健夫博士^{たけお}を経て、令和6月4日に大貫進一郎博士^{しんいちろう}が就任しました。（平成25年より総長制から学長制に移行）。

昭和34年10月には、創立70周年記念式典を両国の日本大学講堂において昭和天皇・皇后両陛下をお迎えして盛大に挙行了しました。更に年号も改まった平成元年10月には、創立100周年記念式典を高輪プリンスホテルにおいて天皇・皇后両陛下のご臨席を仰ぎ、盛大かつ厳粛に挙行了しました。また、アイゼンハワー米国大統領、ロバート・ケネディー米国司法長官やゴルバチョフ初代ソビエト社会主義共和国連邦大統領をはじめとして、世界各国の学者・政治家などに名誉博士号を授与しています。その他、海外諸大学との交流も盛んで、現在米国ワシントン州立大学や英国ケンブリッジ大学をはじめとして、海外学術交流提携校等は、世界33カ国1地域127大学等に及んでいます。

本大学における教育は、日本精神に基づき、穩健着実、中正不偏をモットーに、自主創造の氣風を養い、世界に広く知識を求め、深遠な学術を研究し、心身ともに健全な文化人を育成しています。

現在、大学院21研究科（修士・博士前期課程65専攻、博士・博士後期課程66専攻、専門職学位課程1専攻）をはじめとし、法・文理・経済・商・芸術・国際関係・危機管理・スポーツ科学・理工・生産工・工・医・歯・松戸歯・生物資源科学・薬の16学部、通信教育部4学部、短期大学部4学科、更に、総合科学研究所、量子科学研究所、教育制度研究所、精神文化研究所、人口研究所など34の研究機関と付属高校、中等教育学校、付属中学校、小学校、幼稚園、認定こども園、専門学校等を擁しています。

また、校有地は3,115万平方メートル、建物延面積171万平方メートルに及び、教職員数約7,000名、学生数約74,000名、校友は約125万余名、政財界をはじめ各方面で活躍しています。

日本大学の略年表（芸術学研究科・芸術学部関係除く）

明治22年10月	日本法律学校（現・法学部）創立　＜創立者山田顕義＞
明治31年 3月	高等専攻科を設置
明治34年10月	高等師範科（現・文理学部）設置
明治36年 2月	高等予備科・高等法学科設置
8月	校則を改め大学組織となり日本大学と改称　徽章，制服，制帽を制定
明治37年 3月	専門学校令による大学となる　大学部に政治科，商科（現・経済学部ならびに商学部）を設置
大正 9年 5月	校歌を制定
6月	高等工学校を設置（現・理工学部）
大正10年 4月	東洋歯科医学専門学校を合併（創立は大正 5年，現・歯学部）
9月	スクールカラーを制定
10月	日大新聞（現「日本大学新聞」）を創刊
大正11年 3月	大学旗製作
大正12年 3月	校歌を改訂
大正13年12月	専門部に文科（哲・倫理教育・心理・国文・漢文・文学芸術各専攻），経済学設置
大正14年 3月	専門部医学科（現・医学部）設置
大正15年11月	医学科付属病院開院（現・日本大学病院）
昭和 4年 5月	新校歌を制定（現在の校歌）
昭和10年 5月	医学科付属板橋病院開院（現・医学部付属板橋病院）
昭和11年 3月	大学旗・科旗・校旗を制定
昭和13年10月	創立50年記念式典を挙行
昭和18年 5月	農学部を神奈川県藤沢市に設置（現・生物資源科学部）
昭和22年 3月	専門部工科（現・工学部）を福島県郡山市に移転
昭和23年11月	通信教育部設置
昭和24年 4月	「建学の主旨及綱領」を改め「目的および使命」を制定
昭和25年 3月	短期大学設置（現・短期大学部）
昭和26年 2月	財団法人日本大学を学校法人日本大学へ組織変更
4月	大学院を設置
昭和27年 2月	工学部に薬学科（現・薬学部）および工業経営学科（後の第一工学部，現・生産工学部）設置
3月	農学部を農獣医学部と名称変更（獣医学科を設置）　専門部歯科廃止
昭和33年 1月	文学部を文理学部と名称変更（文学部に教養部を吸収し文系の中国文学科・教育学科＜体育専攻＞と理系の地理学科・数学科・物理学科を設置）
昭和41年 1月	第一工学部を生産工学部と名称変更（電気工学科・統計学科設置）　第二工学部を工学部と名称変更
昭和46年 2月	日本大学松戸歯科大学設置
昭和50年10月	日本大学松戸歯科大学を廃止し松戸歯学部を設置
昭和53年12月	国際関係学部設置
昭和57年 7月	日本大学会館設置，本部移転
昭和62年12月	薬学部設置
平成元年10月	日本大学創立100周年記念式典挙行

平成6年10月	総合学術情報センター設置
平成7年12月	農獣医学部を生物資源科学部と名称変更
平成10年11月	国際産業技術・ビジネス育成センター（NUBIC）開設
平成13年4月	日大iクラブ発足
平成19年6月	本学の教育理念を「自主創造」とし、新ロゴ及びキャッチフレーズを決定
平成22年6月	桜門会館開設
平成26年10月	日本大学病院開院
平成28年4月	危機管理学部・スポーツ科学部を設置
平成29年4月	認定こども園開園
令和元年10月	創立130周年記念式典挙行
令和5年4月	大学院危機管理学研究科・スポーツ科学研究科を設置

芸術学研究科・芸術学部略年表

大正10年 3月	東京神田三崎町、日本大学法文学部内に美学科（芸術学部の前身）が誕生
4月	法文学部美学科開講
大正13年 3月	法文学部美学科を文学部文学芸術専攻と改称
12月	専門部文科文学芸術専攻（専門部芸術科の前身）が併設
大正14年 4月	専門部文科文学芸術専攻開講 学部及び専門部整備の第一歩を踏み出す
大正15年 1月	法文学部文学部文学芸術専攻を文学部外国文学芸術専攻と改称
4月	法文学部文学部外国文学芸術専攻新講座を開講
昭和 2年 5月	法文学部文学部外国文学芸術専攻を、英文学専攻と芸術学専攻に分離
昭和 4年 4月	法文学部文学部芸術学専攻に映画課程を設置 専門部文科文学芸術専攻に文学・演劇・映画・美術・音楽の各部門を設置
昭和 6年 4月	法文学部（芸術学専攻）・専門部（文学芸術専攻）ともに東京神田鈴木町に移転し、これが現在の大を成す第一歩となる
昭和 8年 7月	東京本郷金助町に移転し、実習室を整備した この頃「日本大学芸術学園」と呼称
昭和12年 4月	法文学部文学部芸術学専攻を芸術学科、専門部文科文学芸術専攻を芸術科に改組 法文学部芸術学科に文芸学、演劇美学、映画美学、美術史・音楽美学の各専攻、専門部芸術科に創作・演劇・映画・美術・音楽の各専攻設置 付属として専科（実技科）・邦楽舞踊科・児童学園を併設
昭和14年 3月	専門部芸術科に宣伝芸術・写真・商工美術の3専攻を増設 8専攻となる 専門部予科に美術・音楽各科設置 芸術学部の紋章（通称目玉のマーク）を制定
4月	板橋区江古田町（現在の江古田校舎）に移転
昭和18年 4月	戦局の悪化による文部省の創作科・美術科の廃止要請に対し、やむなく専門部芸術科は、創作科と宣伝芸術科を合併して宣伝文芸科に、美術科と商工美術科を合併して工作美術科とした 結局、芸術科の8専攻は演劇科・映画科・音楽科・写真科・宣伝文芸科・工作美術科の6専攻となる
昭和19年 2月	教育に対する戦時非常措置により、芸術教育の苦難の時代に入る 文科系である専門部芸術科の学生募集を停止
3月	専門部芸術科を専門部工科（専門部板橋工科と通称）に改組し、新たに写真工業科、映画工業科の二科を設置し、戦時中の芸術教育を工科系の中で担当した
昭和20年 3月	専門部工科（板橋工科）に音響器械科、光学器械科2科を増設
昭和21年 3月	終戦により、昭和19年4月以降停止していた専門部芸術科（写真科・映画科・文芸科・音楽科の各専攻科）を復活、同時に造形科を新設し5科となる なお戦時中も法文学部芸術学科は存続し芸術教育を保ち、新制大学への移行の基盤となった
4月	専門部工科（板橋工科）は学生募集を停止
11月	芸術科校舎本館全焼
昭和23年 4月	専門部工科（板橋工科）を廃止
昭和24年 2月	新学制による大学設置に際し、芸術学部として独立、写真学科・映画学科・美術学科・音楽学科・文芸学科の5科を設置
昭和24年 4月	日本大学芸術学部開講
昭和25年 2月	芸術学部内に日本大学江古田高等学校（定時制）を設置
3月	演劇学科を設置し6学科となる
昭和26年 4月	芸術学部内に大学院芸術学研究科修士課程（文芸学専攻）を設置

昭和30年11月	芸術学部1号館竣工
昭和31年3月	専門部各科を廃止
10月	創設35年記念式典を挙
昭和33年1月	日本大学短期大学部に放送科を設置し、芸術学部
昭和33年3月	芸術学部2号館竣工
昭和35年1月	放送学科を設置し7学科となる
4月	芸術学部放送学科設置により、短期大学部放送科
昭和38年6月	芸術学部3号館竣工
昭和41年5月	芸術学部新講堂竣工
昭和42年2月	館山セミナーハウス竣工
昭和44年3月	芸術学部新校舎竣工
昭和45年4月	日本大学江古田高等学校休校
昭和46年9月	芸術学部図書館竣工
昭和47年11月	創設50周年記念式典を挙
昭和50年10月	日本大学短期大学部放送科廃止
昭和51年2月	日本大学江古田高等学校廃止
昭和53年5月	埼玉県所沢市に校地を購
昭和56年11月	創設60周年記念式典を挙
昭和63年7月	埼玉県所沢市校地に新校舎建設開始
平成元年4月	所沢校舎開設 教養課程（専門科目の一部を含む）移
平成3年11月	創設70周年記念式典を挙
平成5年4月	大学院芸術学研究科修士課程に映像芸術専攻・造形
	の4専攻増設 5専攻となる
11月	所沢校舎開設5周年記念行事実施
平成6年4月	芸術学部
平成7年4月	大学院芸術学研究科博士後期課程（芸術専攻）を増設
	学部間相互履修制度開始
平成8年4月	デザイン学科を設置し8学科となる
平成10年4月	衛星放送を利用し芸術学部発信の遠隔授業開始
5月	所沢校舎開設10周年記念行事実施
平成11年2月	所沢図書館・資料館収蔵庫増築
平成12年7月	オープンキャンパス開催
平成13年11月	創設80周年記念式典を挙
平成15年12月	所沢校舎テレビスタジオ棟竣工
平成16年7月	江古田キャンパス整備事業開始
平成22年4月	江古田キャンパス新校舎修祓式を挙
平成22年7月	ホームカミングデー開催
平成23年11月	創設90周年記念式典を挙
平成24年4月	芸術教養課程発足
平成28年4月	一般教育・外国語・体育の3セクションを芸術教養課程に統合
平成28年10月	第3回アジア大学生映画祭を開催
平成29年4月	新生江古田計画が始動
平成31年2月	江古田校舎A棟竣工
平成31年4月	全学年江古田修学開始
令和3年3月	創立100周年を迎える

履修案内

I 授業時間帯

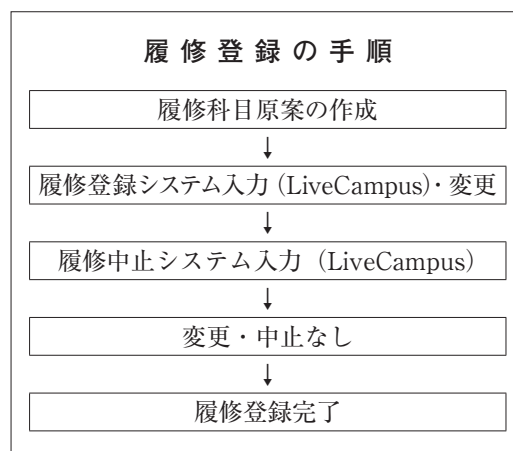
本研究科における授業時間帯は、次のとおりです。

1 時限	2 時限	3 時限	4 時限	5 時限	6 時限
9 : 00 }	10 : 40 }	13 : 00 }	14 : 40 }	16 : 20 }	18 : 00 }
10 : 30	12 : 10	14 : 30	16 : 10	17 : 50	19 : 30

II 履修登録

各学年の始めにその年次に履修する授業科目を決定し、教学情報システム「Live Campus」に入力することを履修登録といいます。この手続きを怠ったり、履修登録ができていない科目は、授業及び試験を受けても採点の対象外となり、単位は認定されませんので注意してください。また、履修登録はシステム入力により行うので「Live Campus ユーザーマニュアル」を熟読の上、誤りのないように注意してください。

- 1 所属専攻のカリキュラムを認識し、必修科目、2年間継続科目などの登録漏れがないよう十分注意してください。
 - 2 既に単位を修得した科目及び同一科目を2つ以上は登録できません。修得済の科目を受講したい場合や、単位修得を希望しない場合には、聴講として登録することができます。
 - 3 不合格となった科目を当該年度に再度履修することはできません。再履修する場合は、次年度以降に履修手続きを行ってください。
 - 4 2年継続科目は、1年目、2年目ともに登録してください。
- ※5 教職・学芸員・司書・司書教諭科目を科目等履修生として登録する場合は、科目等履修生志願票に記入した科目を曜日、時限に注意しながら登録してください。その際、大学院科目と科目等履修生科目の重複登録がないよう十分注意してください。
- ※6 相互履修科目を受講する場合、科目の登録は教務課が行いますので、「相互履修願」に記入した科目の曜日・時限と重複しないよう十分注意して大学院科目の登録を行ってください。
- ※7 首都大学院コンソーシアム学術交流に基づく科目を受講する場合、科目の登録は教務課が行いますので、「首都大学院コンソーシアム」協定聴講生・協定研究生聴講書に記入した科目の曜日・時限と重複しないよう十分注意して大学院科目の登録を行ってください。
- 8 履修科目の中止は、担当教員に申し出の上、前期・通年科目は前期履修中止期間、後期科目は後期履修中止期間にLive Campusで手続きを行ってください。
- 9 詳細はガイダンス時に配布する「Live Campus ユーザーマニュアル」を参照してください。



※科目等履修・相互履修・首都大学院コンソーシアムの履修登録については、教学情報システム「Live Campus」に入力することはできません。登録を希望される場合、教務課窓口に申し出てください。

Ⅲ 単位の基準

授業科目の単位数は、大学設置基準で、「1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して」単位数を計算することと規定されています。

芸術学研究科では、大学設置基準に基づき制定された「日本大学学則」により、授業科目に対する課程を修了した者に、次の基準によって単位を認定します。

- ① 講義科目については、15時間の授業をもって1単位とします。
 - ② 演習科目については、30時間の授業をもって1単位とします。ただし、その授業内容が講義に該当するもの（講義・演習科目）については、15時間の授業をもって1単位とすることができます。
 - ③ 実験・実習科目については、45時間の授業をもって1単位とします。ただし、授業時間外に15時間以上の学修を要するものについては、30時間の授業をもって1単位とすることができます。
- ※ 授業科目の単位は、授業時間に加え、学生が行う予習・復習などの授業外学修によって構成されています。

Ⅳ 段階履修について

博士前期課程の文芸学専攻、音楽芸術専攻では段階履修科目があります。これは、Ⅰを履修していないと、Ⅱを履修することができないという科目です。

【文芸学専攻】

1年次：外国文芸特論Ⅰ，日本文芸特論Ⅰ，文芸創作特論Ⅰ

2年次：外国文芸特論Ⅱ，日本文芸特論Ⅱ，文芸創作特論Ⅱ

【音楽芸術専攻】

1年次：音楽理論研究Ⅰ，音楽表現研究Ⅰ

2年次：音楽理論研究Ⅱ，音楽表現研究Ⅱ

V GPA及び学業成績の評価

厳格な成績評価のため、本大学院ではGPA (Grade Point Average) 制度を導入しています。GPA算出の対象科目は、修了要件単位数に含まれる授業科目とします。(ただし、一部の資格関連科目や、海外留学などの認定科目を除く)

1 成績評価基準

合格	成績評価	素 点	内 容	係数
	S	100～90点	特に優れた成績	4
	A	89～80点	優れた成績	3
	B	79～70点	妥当と認められた成績	2
	C	69～60点	合格と認められた成績	1
	D	59点以下	不合格	0
	E	—	履修登録したが、試験欠席、出席不良等により成績を示さなかったもの(※)	0
	P	—	履修登録後、決められた日までに中止手続(履修削除)を行ったもの(※)	—
	N	—	修得単位として認定されたもの	—

2 GPA計算式(算出方法)

科目担当教員から提出された採点表の素点から成績評価を導き出し、その評価に該当する係数に各科目の単位数を掛けたものがポイント数となり、ポイント数の総計を総履修単位数(D, Eの単位数も含める)で除したものがGPAとなります。GPAは小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位までを有効とします。なお、P(履修中止)、N(認定科目)はGPAに算入しません。

$$\frac{(4 \times \text{Sの修得単位数}) + (3 \times \text{Aの修得単位数}) + (2 \times \text{Bの修得単位数}) + (1 \times \text{Cの修得単位数})}{\text{総履修単位数 (D, Eの単位数も含める)}}$$

※ 履修登録したが、履修を中止する場合は、前期・通年科目は前期履修中止期間、後期科目は後期履修中止期間に中止手続(履修中止)をしてください。中止手続(履修中止)した場合、成績評価はPとなりますが、履修中止をしなかった場合、成績評価はEとなり、該当するポイント数は0となりますので注意してください。

- GPAは、学期のGPA、年度のGPA及び入学時からの累積のGPAとします。
- 通年科目は、学期のGPA算出の際には、後期のGPAに算入します。
- 授業科目を再履修した場合、累積のGPA算出の際には、直近の履修による学業成績及び単位数のみを算入するものとし、以前の学業成績及び単位数は算入しません。
- 試験において不正行為を行った場合は、処分を受けた条件に基づき、評価をE、評価点はなしとして取り扱います。
- GPAは、LiveCampus上に表示されます。
- 成績証明書には、合格した科目の成績(S, A, B, C)及び認定科目(N)、累積のGPAを記載します。

VI 相互履修制度・単位互換制度

芸術学研究科では、教育研究上有益と認められる場合、あらかじめ協議の上、他研究科または他大学院研究科の授業科目を履修することができる制度を設けています。また、これらの制度に基づいて履修した授業科目の単位は、日本大学学則に基づき15単位を超えない範囲で修了要件に必要な単位として算入する場合があります。ただし、芸術学研究科各専攻の必修科目及び必修単位数枠に算入することはできません。

なお、芸術学研究科において認められている制度は以下のとおりです。詳細については教務課に問い合わせてください。

1 相互履修制度

- ① 相互履修制度とは、日本大学大学院の他研究科の授業科目（各研究科が指定した相互履修科目）を履修できる制度です。修得した科目は、選択科目の単位として芸術学研究科の修了要件に算入される場合があります。
- ② 各研究科の相互履修科目、受付期間や手続き方法等は教務課で確認してください。授業内容については、ホームページで閲覧できる研究科もあります。
- ③ 履修にあたっては、在籍研究科の指導教員、在籍研究科及び受入研究科の許可が必要となります。相互履修を希望する場合は必ず事前に指導教授に確認し、芸術学研究科での研究に支障がないようにしてください。
- ④ 履修に際しては、研究科間の移動時間も充分考慮してください。年度当初は、時間割変更・教室変更等の可能性があります。
- ⑤ 相互履修を希望する場合は、受入れ研究科が定める期間内に「相互履修届」を受入れ研究科に提出して下さい。「相互履修届」は、教務課で配布します。

2 首都大学院コンソーシアム

- ① 首都大学院コンソーシアムとは大学間の学術交流を通じて、大学院における教育・研究活動のより一層の充実をはかるため、首都圏の10大学により成立した組織です。この協定により、研究上必要に応じて、開講されている授業科目を聴講すること（以下「協定聴講生」）や研究指導（以下「協定研究生」）を受けることができます。また、共同研究等に参加することもできます。
- ② 協定聴講生・協定研究生として参加するにあたっては、所属大学院から許可・承認を得た上で、聴講を希望する大学院への申請・許可が必要となります。指導教員の許可を得て、教務課窓口で手続きを行ってください。
- ③ 「首都大学院コンソーシアム」加盟大学大学院（令和7年4月現在）

大学院名	研究科名
共立女子大学大学院	家政学，文芸学，国際学，看護学研究科
順天堂大学大学院	医学，スポーツ健康科学，医療看護学研究科
専修大学大学院	経済学，法学，文学，経営学，商学研究科
中央大学大学院	法学，経済学，商学，理工学，文学，総合政策研究科
東京電機大学大学院	未来科学，工学，理工学，システムデザイン工学，先端科学技術研究科
東京理科大学大学院	理学，薬学，工学，創域理工学，先進工学，経営学，生命科学研究科
東洋大学大学院	文学，社会学，法学，経営学，経済学，理工学，国際学，国際観光学，社会福祉学，生命科学，ライフデザイン学，健康スポーツ科学，学際・融合科学，総合情報学，食環境科学研究所
法政大学大学院	人文科学，国際文化，経済学，法学，政治学，社会学，経営学，公共政策，理工学，人間社会，情報科学，政策創造，デザイン工学研究科
明治大学大学院	法学，政治経済学，経営学，文学，理工学，農学，情報コミュニケーション，教養デザイン，国際日本学研究科

※ 加盟大学院によっては、受入れのない研究科・専攻もあるので事前に教務課で確認してください。

Ⅶ 免許・資格等

1 教育職員専修免許状

大学（学部）卒業時に中学校・高等学校教諭一種免許状をすでに取得している者は、本研究科において所定の単位（科目）を修得することにより、大学院（博士前期課程）修了時取得を前提とした、下記の免許状の申請を行うことができます。

免許状取得希望者は、履修登録時にLive Campusの「資格課程情報」から資格登録をする必要があります。

① 専攻・免許状種類・教科

課程認定を受けている専攻	免許状の種類	教科	
博士前期課程 文芸学専攻	中学校教諭専修免許状	国語	
	高等学校教諭専修免許状		
博士前期課程 造形芸術専攻	中学校教諭専修免許状	美術	工芸
	高等学校教諭専修免許状	美術	
博士前期課程 音楽芸術専攻	中学校教諭専修免許状	音楽	
	高等学校教諭専修免許状		

② 教育職員専修免許状申請の条件

(1) 基礎資格

修士の学位を取得する見込みがあること（芸術学研究科修了）

(2) 所定単位数（科目）

教科	科目設置専攻	必要な単位数	設 置 科 目（単位数）
国語 (中・高)	文 芸 学	24単位以上	文芸学特論Ⅰ(4)・文芸学特論Ⅱ(4)・芸術心理学特論(4)・文芸史特論(4)・文芸表現特論(4)・外国文芸特論Ⅰ(4)・外国文芸特論Ⅱ(4)・日本文芸特論Ⅰ(4)・日本文芸特論Ⅱ(4)・文芸創作特論Ⅰ(4)・文芸創作特論Ⅱ(4)
美術 (中・高)	造形芸術	24単位以上	造形特論(4)・日本美術史特論Ⅰ(2)・日本美術史特論Ⅱ(2)・西洋美術史特論Ⅰ(2)・西洋美術史特論Ⅱ(2)・デザイン史特論Ⅰ(2)・デザイン史特論Ⅱ(2)・美術教育研究Ⅰ(2)・美術教育研究Ⅱ(2)・造形芸術研究Ⅱ(絵画・版画)(2)・造形芸術研究Ⅱ(彫刻・地域芸術)(2)・造形芸術研究Ⅱ(デザイン)(2)・造形理論研究Ⅱ(2)・絵画特殊研究Ⅰ(2)・絵画特殊研究Ⅱ(2)・版画特殊研究Ⅰ(2)・版画特殊研究Ⅱ(2)・彫刻特殊研究Ⅰ(2)・彫刻特殊研究Ⅱ(2)・デザイン特殊研究Ⅰ(2)・デザイン特殊研究Ⅱ(2)・デザイン特殊研究Ⅲ(2)・絵画作品研究Ⅰ(2)・絵画作品研究Ⅱ(2)・版画作品研究Ⅰ(2)・版画作品研究Ⅱ(2)・彫刻作品研究Ⅰ(2)・彫刻作品研究Ⅱ(2)・デザイン作品研究Ⅰ(2)・デザイン作品研究Ⅱ(2)・デザイン作品研究Ⅲ(2)・デザイン作品研究Ⅳ(2)
工芸 (高)	造形芸術	24単位以上	造形特論(4)・日本美術史特論Ⅰ(2)・日本美術史特論Ⅱ(2)・西洋美術史特論Ⅰ(2)・西洋美術史特論Ⅱ(2)・デザイン史特論Ⅰ(2)・デザイン史特論Ⅱ(2)・美術教育研究Ⅰ(2)・美術教育研究Ⅱ(2)・造形芸術研究Ⅱ(絵画・版画)(2)・造形芸術研究Ⅱ(彫刻・地域芸術)(2)・版画特殊研究Ⅱ(2)・彫刻特殊研究Ⅰ(2)・彫刻特殊研究Ⅱ(2)・デザイン特殊研究Ⅲ(2)・版画作品研究Ⅰ(2)・彫刻作品研究Ⅰ(2)・彫刻作品研究Ⅱ(2)・デザイン作品研究Ⅲ(2)・デザイン作品研究Ⅳ(2)
音楽 (中・高)	音楽芸術	24単位以上	音楽芸術特論Ⅰ(4)・音楽芸術特論Ⅱ(4)・西洋音楽史特論(4)・情報音楽特論(4)・音楽教育特論(4)・音楽心理学特論(4)・作曲特殊研究(4)・声楽特殊研究(4)・器楽特殊研究(4)・音楽学研究(4)・音楽教育研究(4)・情報音楽研究(4)・音楽理論研究Ⅰ(2)・音楽理論研究Ⅱ(2)・音楽表現研究Ⅰ(2)・音楽表現研究Ⅱ(2)

※ 中学校・高等学校教諭一種免許状未取得者は、芸術学部の科目等履修生として規定の単位数を修得することにより、一種免許状の申請を行うことができます。科目等履修生として科目を履修するためには、所定の手続き及び履修料が必要となりますので、手続きの詳細等は教務課にて確認してください。

③ 教育職員免許状の申請方法

(1) 一括申請

修了と同時に教育職員免許状修得を希望する場合は、本学が一括して授与権者である東京都教育委員会に申請を行います。4月に申請申込、1月に申請内容の確認・申請料納入手続き等を行います。詳細は4月に行われるガイダンスで説明するので必ず出席してください。

(2) 個人申請

一括申請を希望しない場合は、個人申請となります。修了後、各自の居住する都道府県各教育委員会に申請してください。

※一種免許状と専修免許状の同時申請はできませんので、ご注意ください。

2 学芸員課程

芸術学部では、学芸員資格を取得するための課程として学芸員課程が開設されています。よって、大学院生についても芸術学部の科目等履修生として所定の単位数を修得することにより、学芸員の資格が取得できます。ただし、科目等履修生として科目を履修するためには、所定の手続き及び履修料が必要となりますので、手続きの詳細等は教務課にて確認してください。

学芸員資格取得の条件

① 所定単位数（科目）

必要な単位数	設 置 科 目（単位数）		備 考
必修 19単位	博物館概論(2)・博物館資料論(2)・博物館経営論(2)・博物館展示論(2)・博物館教育論(2)・博物館情報・メディア論(2)・生涯学習概論(2)・博物館資料保存論(2)・博物館実習Ⅰ(2)・博物館実習Ⅱ(1)		
選択必修 2系列 8単位 以上	文化史系列	写真史Ⅰ(2)・写真史Ⅱ(2)・日本映画史Ⅰ(2)・日本映画史Ⅱ(2)・外国映画史Ⅰ(2)・外国映画史Ⅱ(2)・ドキュメンタリー映画史Ⅰ(2)・ドキュメンタリー映画史Ⅱ(2)・音楽史Ⅰ(2)・音楽史Ⅱ(2)・日本文化史Ⅰ(2)・日本文化史Ⅱ(2)・演劇史Ⅰ(2)・演劇史Ⅱ(2)・ラジオ史Ⅰ(2)・ラジオ史Ⅱ(2)・テレビ史Ⅰ(2)・テレビ史Ⅱ(2)・デザイン史Ⅰ(2)・デザイン史Ⅱ(2)・デザイン史Ⅲ(2)・日本建築史(2)・西洋建築史(2)	選択する系列の組合せは自由ですが、各系列とも最低4単位は修得してください
	美術史系列	美術史概論Ⅰ(2)・美術史概論Ⅱ(2)・美術史概論Ⅲ(2)・美術史概論Ⅳ(2)・美術史概論(2)・工芸概論(2)・西洋美術史Ⅰ(2)・西洋美術史Ⅱ(2)・日本美術史Ⅰ(2)・日本美術史Ⅱ(2)	
	民俗学系列	民俗芸能文化論(2)・日本の芸能史(2)	
	考古学系列	東アジア世界の考古学Ⅰ(2) 東アジア世界の考古学Ⅱ(2)	

② 博物館実習について

- (1) 博物館実習Ⅰ、博物館実習Ⅱの履修者は、博物館概論、博物館資料論、博物館経営論、博物館展示論、博物館教育論、博物館情報・メディア論、生涯学習概論、博物館資料保存論の単位を前年度までにすべて修得した者としませんが、成績状況等により受講者を制限する場合があります。
- (2) 博物館実習Ⅰについては、学内で実施いたします。博物館実習Ⅱについては、博物館等の学外実習施設における館務実習への参加が必須となります。各施設への手続きは、履修者自身で行います。詳細に関してはガイダンス等で説明しますので、必ず確認してください。
- (3) 博物館実習Ⅰ、博物館実習Ⅱ履修者は履修料（1科目につき20,000円）の他に、実習費として30,000円を徴収します。

3 司書教諭課程

芸術学部では、司書教諭資格を取得するための課程として司書教諭課程が開設されています。よって、大学院生についても芸術学部の科目等履修生として所定の単位数を修得することにより、司書教諭の資格

が取得できます。ただし、科目等履修生として科目を履修するためには、所定の手続き及び履修料が必要となりますので、手続きの詳細等は教務課にて確認してください。

- ① 司書教諭とは、学校図書館法に定められた教諭であり、学校内の役割としてその職務を担当し、学校図書館資料の選択・収集・提供や子どもの読書活動に対する指導、さらには、学校図書館の利用指導計画を立案し、実施の中心となるなど、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担います。司書教諭の資格を得るためには、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の教諭の免許状（免許の種類・教科は問いません）を取得するとともに、下表の5科目10単位を全て修得しなければなりません。そのため、原則として教育職員免許状取得者または教職課程履修者のみ司書教諭課程を履修することができます。

学校図書館司書教諭講習規程に定める科目		本学部における開講科目		
科目	単位数	授業科目名	単位数	区分
学校経営と学校図書館	2	学校経営と学校図書館	2	必修
学校図書館メディアの構成	2	学校図書館メディアの構成	2	必修
学習指導と学校図書館	2	学習指導と学校図書館	2	必修
読書と豊かな人間性	2	読書と豊かな人間性	2	必修
情報メディアの活用	2	情報メディアの活用	2	必修

- ② 司書教諭の資格は、文部科学省が交付する「司書教諭講習修了証書」によって証明されます。申請方法等の詳細については6月ごろに教務課よりお知らせしますので必ず確認してください。

4 司書課程

芸術学部では、司書資格を取得するための課程として司書課程が開設されています。よって、大学院生についても芸術学部の科目等履修生として所定の単位数を修得することにより、司書の資格が取得できます。ただし、科目等履修生として科目を履修するためには、所定の手続き及び履修料が必要となりますので、手続きの詳細等は教務課にて確認してください。

- 司書とは、図書館法に定められた、都道府県や市町村の公立図書館等で図書館資料の選択、発注及び受け入れから、分類、目録作成、貸出業務レファレンスサービスなどを行う専門的職員です。司書資格の取得を希望する者は、下表の13科目24単位を全て修得しなければなりません。

法令上の科目		本学部における開講科目		
科目名	単位数	授業科目名	単位数	区分
生涯学習概論	2	生涯学習概論	2	必修
図書館概論	2	図書館概論	2	必修
図書館制度・経営論	2	図書館制度・経営論	2	必修
図書館情報技術論	2	図書館情報技術論	2	必修
図書館サービス概論	2	図書館サービス概論	2	必修
情報サービス論	2	情報サービス論	2	必修
児童サービス論	2	児童サービス論	2	必修
情報サービス演習	2	情報サービス演習	2	必修
図書館情報資源概論	2	図書館情報資源概論	2	必修
情報資源組織論	2	情報資源組織論	2	必修
情報資源組織演習	2	情報資源組織演習	2	必修
図書館基礎特論	1	図書館基礎特論	1	必修
図書館総合演習	1	図書館総合演習	1	必修

※ 「生涯学習概論」は司書課程と学芸員課程との共通科目となります。

5 一級建築士免許登録要件に係る大学院における実務経験

芸術学部デザイン学科の授業カリキュラムは、一級・二級建築士受験資格のための指定科目認定を受けています。よって、同様の認定を受けている学部・学科・コース等を卒業して本研究科に入学した者は、造形芸術専攻において、インターンシップ及びインターンシップ関連科目を必要単位数以上修得した場合、一級建築士免許登録要件2年のうち、1年の実務経験としてカウントできます。履修を希望する学生は、造形芸術専攻のガイダンスにて説明を受けてください。

VIII 連携理論研究・連携表現研究 ※博士前期課程のみ対象

本研究科では原則として博士前期課程1年生で、他大学・他学部出身者を対象として関連する専攻・分野の理論及び表現基礎の理解を深めるために、主指導教授が教育・研究上有益と認めた場合のみ、自専攻・分野とリンクする本学部の専門性の高い授業を聴講することができる制度を設けており、その登録科目として連携理論研究・連携表現研究を配置しています。登録方法等については新入生ガイダンスで説明いたします。

IX 学生による授業評価アンケートへの回答について

在学中には、授業やプロジェクト等の改善のため、様々なアンケートへの回答が求められます。アンケートへの回答は、学修を振り返り、自己を客観的に見つめるための学修の一環をなすものです。学生による授業評価アンケートは、定期的（前期授業分7月～9月、後期授業分12月～1月）に実施することが予定されているアンケートです。都度、ポータルサイト等からお知らせしますので、ご協力をお願いします。

芸術学研究科では、これらのアンケートに対する皆さんからの回答を通じて、授業及び学修環境の改善に取り組んでいます。また、日本大学では毎年全学部の学生・教員・職員が一堂に会して、本学の教育について理解を深め、気軽な雰囲気の中で語り合う「日本大学 学生FD CHAmmiT（ちゃみっと）」を開催し、より良い教育の提供に努めています。

授業評価アンケート	日本大学FD推進センター
https://art-nihon-u.c-learning.jp/s/ 	https://www.nihon-u.ac.jp/fd-center/ 

I 研究指導計画について

博士前期課程では、学位（修士）論文等の作成にあたって、以下のスケジュールにて研究指導が行われます。

・事前連絡・入学試験時 研究計画の確認

大学院入学試験出願前の事前連絡及び入学試験において、入学後の研究課題、研究内容、研究計画等を指導希望教授により確認する。

・1年次 4月 ガイダンス（新入生ガイダンス・専攻別ガイダンス）

教員紹介、カリキュラム、研究指導計画や事務手続き等の説明を行う。

・1年次 4月「研究テーマ概要報告書」の作成

修士論文・作品・制作の研究テーマ・研究計画を立案し、指導教授とヒアリングを行い、実現可能な研究・制作方法を検討する。

・1年次 4月 カリキュラムの履修

ガイダンスの説明を踏まえて、期日までに履修登録を行う。指導教授の助言をもとに、指導教授の研究指導科目（1～2年次継続科目）の他、各自の研究・制作内容に関連する授業科目を履修する。

・1年次 4月以降 研究・制作の遂行及び指導・研究倫理教育の受講

指導教授の指導・助言のもと、研究計画・テーマに沿って研究・制作を行う。指導教授は研究・制作の進行を確認し、随時指導を行う。

※1年次は、研究・制作主題を模索し、興味・関心の高い分野にとどまらず多角的な視点から様々な文献・論文を検証するとともに、研究の基礎となる著作物を読み芸術作品を多く鑑賞する。修士論文・作品・制作の構想をしっかりと練り、2年次の1月に提出する準備を行う。

・1年次11月～1月 研究中間発表

これまでの研究成果、創作物の発表を行う。指導教授等の指導・助言、他の大学院生からの分析・意見を受けて今後の研究計画を再構築する。

※研究中間発表の実施時期は専攻により異なる。

・2年次 4月 ガイダンス（在学生ガイダンス・専攻別ガイダンス）

カリキュラム、研究指導計画、修士論文・作品・制作の提出スケジュールの説明を行う。

・2年次 4月「論文・作品・制作等概要報告書」の作成

修士論文・作品・制作の概要を報告する。指導教授とヒアリングを行い、研究・制作方法を再検討するとともに、専門領域の目的を目的として指導体制を構築する。

・2年次 4月 カリキュラムの履修

ガイダンスの説明を踏まえて、期日までに履修登録を行う。指導教授の助言をもとに、指導教授の研究指導科目（1～2年次継続科目）の他、各自の研究・制作内容に関連する授業科目を履修する。

・2年次 4月以降 研究・制作の遂行及び指導

指導教授は前学年までに進展させた研究・制作の計画と状況を確認し、随時指導を行う。

※2年次は、ここまでの研究をもとに、修士論文等の骨子を作成するため、研究・制作を具体化し方向性を固めていく。修士論文等提出の終盤では指導教員はマンツーマンで対応し、論文提出後の口述試問も含めて徹底的に指導を行う。

・ 2年次 1月 学位（修士）論文等の提出

指導教員の最終的なアドバイスを受け、修士論文・作品・制作作成規定に基づき、修士論文等を提出する。

・ 2年次 2月 学位（修士）論文等の審査

提出された学位（修士）論文等について各専攻で審査（最終審査及び試験）を行う。

・ 2年次 2月下旬 修了判定

研究科にて修了判定が行われる。

・ 2年次 3月25日 学位記授与式

修士（芸術学）の学位が授与される。

※学位（修士）論文等の最終審査及び試験方法は専攻により異なる。

※学位（修士）論文等の審査基準は「日本大学大学院芸術学研究科における学位（修士）論文等審査基準」による。

II 学位授与について

1 修了要件

以下の条件を満たした場合、大学院修了時に修士（芸術学）の学位が授与されます。

- ① 単位履修規定に則り、必修科目を含め30単位以上を修得すること
- ② 学位論文・作品・制作を提出し、最終審査及び試験に合格すること

2 修士論文・作品・制作作成規定

専 攻	分 野	論文・作品・制作概要
文 芸 学		論文（四百字100枚以上）提出 または創作（四百字100枚以上）及び副論文（四百字50枚以上）提出 論文，創作，副論文いずれも要旨（六百字程度）を付けること
映像芸術		1 作品の場合（次のいずれか） ① 写真 1 テーマ20点以上のプリント サイズはA 3判,あるいは11×14インチ判相当とし16×20のブックマットに装丁し, 16×20インチのストレージボックスに入れて提出 古典・特殊技法等のサイズについては別途指示する ② 映像作品 ビデオ, フィルム等の各種フォーマットについては, 担当教員と相談のこと。 映画倫理規程等をはじめ各種法規を遵守すること。 ③ マルチイメージ プロジェクション・コントロール情報, 画面配置設計図も提出 既存のスクリーンサイズを逸脱する場合のスクリーン制作は自己負担とする ④ インスタレーション 画面配置図も提出 立体構成等の状況設定は自己負担とする ⑤ シナリオ 換算枚数二百字200枚以上 ⑥ 音響作品 フォーマットについては, 担当教員と相談のこと。 上記①～⑥いずれの場合も副論文（四百字30枚以上）提出 2 論文の場合 論文（四百字100枚以上）提出

Ⅲ 日本大学大学院芸術学研究科における学位（修士）論文等審査基準

【趣旨】

日本大学大学院芸術学研究科（以下本研究科という）における学位（修士）論文及び修士制作・作品（特定の課題についての研究成果）の取扱いについては、日本大学学則及び日本大学学位規程に定めるもののほか、この基準の定めるところによる。

【審査基準】

1. 修士論文

修士論文は学位申請者が主体的に取り組んだ独自の研究成果からなり、芸術分野における幅広い知識と高度な理論の習得を示す新発見・新知見を有し、かつ研究成果の国際的な発信に向けた対応がなされていないと見なされる。

論文審査にあたっては、以下の審査基準を考慮しながら検討し、総合的に審査を行う。

(1) 研究の課題設定

論文の研究テーマが明確に示され、学術的あるいは社会的な価値を見出せるか。

(2) 先行研究の理解と提示

研究テーマの探求に際して利用した資料や文献が適切に提示され、精確な読解や的確な評価が行われているか。また、精査されたもので、論旨を展開するうえで適切に言及されているか。

(3) 研究方法の妥当性

研究テーマ探求のために採用された、理論、制作、創作、調査あるいは資料収集などの研究方法は適切か。

(4) 論証方法や結論の妥当性と意義

問題設定から結論にいたる論述が、実証的かつ論理的に・客観的に展開されているか。また、導き出された論旨・結論が、芸術分野において新規性を有する学術的貢献や有用性のある社会貢献となっているか。

(5) 論文の形式・体裁

語句の使い方や文章表現は的確か。学位論文としての体裁は整っているか。当該年度に提示される「修士論文・作品・制作作成規定」に定められる内容に沿っているか。文献等は正しく引用され、図表等の引用元は明らかにされているか。

(6) 専攻（分野）別特記基準

- ・文芸学専攻 特記基準なし
- ・映像芸術専攻 特記基準なし
- ・造形芸術専攻 特記基準なし
- ・音楽芸術専攻 特記基準なし
- ・舞台芸術専攻 特記基準なし

2. 修士作品・制作（創作・演奏含む）

修士作品・制作は学位申請者が主たる創作者として取り組んだ独自の研究成果からなり、芸術分野における高度な表現力と想像力の習得を示す独創性、芸術性を有し、かつ研究成果の国際的な発信に向けた対応がなされていないと見なされる。

作品・制作審査にあたっては、作品と副論文（審査基準は修士論文に準ずる）を以下の審査項目を考慮しながら検討し、総合的に審査を行う。

(1) 作品・制作の課題設定

作品のテーマ設定が明確に示され、技術的、芸術的、あるいは社会的な意義、芸術表現者としての資質、将来性を有すると認められるか。

(2) 先行作品・先行研究の理解と活用

作品制作に際して参考となる先行作品・先行研究の調査が的確に行われているか。また、これらから得た知見が作品制作に適切に（客観的かつ論理的に）活用されているか。

(3) 作品の制作方法と技術力

課題設定に対し、制作方法は妥当であるか。また、制作において、技術的課題は克服できているか。また、当該年度に提示される「修士論文・作品・制作作成規定」に定められる作品・制作の作成に関する内容に沿っているか。

(4) 作品の表現力と意義

作品は、課題設定に応える十分な表現となっているか。また、芸術分野において独創性・将来性を有する芸術的貢献や有用性のある社会貢献となっているか。

(5) 副論文の形式・体裁

語句の使い方や文章表現は的確か。論文としての体裁は整っているか。当該年度に提示される「修士論文・作品・制作作成規定」に定められる内容に沿っているか。文献等は正しく引用され、図表等の引用元は明らかにされているか。

(6) 専攻（分野）別特記基準

- ・文芸学専攻 特記基準なし
- ・映像芸術専攻 特記基準なし
- ・造形芸術専攻 副論文は自身の作品や方法論について論ずることも可とする
- ・音楽芸術専攻 特記基準なし
- ・舞台芸術専攻 特記基準なし

【審査体制】

審査委員は主指導教授を含む2名以上とする（主委員1名，副委員1名以上）

- ・主委員は大学院前期課程指導教授とする
- ・副委員は大学院を担当する全ての教員を対象とする

以 上

Ⅳ 博士前期課程授業科目一覧

文 芸 学 専 攻			
授業科目	単位数	履修年次	履修規定
A. 理論部門			左記のうちから、分野を問わず30単位以上を選択履修しなければならない。
文芸学特論Ⅰ	4	1・2	
文芸学特論Ⅱ	4	〃	
哲学特論	4	〃	
芸術心理学特論	4	〃	
文芸情報学特論	4	〃	
マスコミュニケーション論	4	〃	
メディア論	4	〃	
文芸史特論	4	〃	
芸術社会学特論	4	〃	
文芸表現特論	4	〃	
B. 研究・創作部門			} 1科目選択必修
外国文芸特殊研究	4	1～2	
日本文芸特殊研究	4	〃	
文芸創作特殊研究	4	〃	
外国文芸特論Ⅰ	4	1	
外国文芸特論Ⅱ	4	2	
日本文芸特論Ⅰ	4	1	
日本文芸特論Ⅱ	4	2	
文芸創作特論Ⅰ	4	1	
文芸創作特論Ⅱ	4	2	
C. 関連領域部門			
芸術学特論	4	1	
リサーチ特殊研究Ⅰ	2	1・2	
リサーチ特殊研究Ⅱ	2	〃	
映画史特論	4	〃	
放送史特論	4	〃	
日本美術史特論Ⅰ	2	〃	
日本美術史特論Ⅱ	2	〃	
西洋美術史特論Ⅰ	2	〃	
西洋美術史特論Ⅱ	2	〃	
日本音楽史特論	4	〃	
西洋音楽史特論	4	〃	
演劇史特論	4	〃	
D. 連携研究部門			
連携理論研究Ⅰ	2	1	
連携理論研究Ⅱ	2	〃	
連携表現研究Ⅰ	2	〃	
連携表現研究Ⅱ	2	〃	
学位論文・作品・制作			

※ 履修年次の1・2は1年次又は2年次に、1～2は2年間通して履修してください。

※ 年度により開講しない科目もあるので、当該年度の時間割・シラバスで確認してください。

映 像 芸 術 専 攻			
授業科目	単位数	履修年次	履修規定
A. 理論部門			左記のうちから、分野を問わず30単位以上を選択履修しなければならない。
映像特論	4	1	
写真史特論	4	1・2	
映画史特論	4	〃	
放送史特論	4	〃	
映像構成特論	4	〃	
映像技術特論	4	〃	
映像音響特論	4	〃	
映像教育研究	4	〃	
B. 演習・実習部門			} 1科目選択必修
映像表現研究Ⅰ	4	1～2	
写真特殊研究Ⅰ	4	〃	
映画特殊研究Ⅰ	4	〃	
放送特殊研究Ⅰ	4	〃	
映像メディア特殊研究Ⅰ	4	〃	
映像作品特殊研究Ⅰ	4	〃	
映像技術特殊研究Ⅰ	4	〃	
映像表現研究Ⅱ	2	1・2	
写真特殊研究Ⅱ	2	〃	
映画特殊研究Ⅱ	2	〃	
放送特殊研究Ⅱ	2	〃	
映像メディア特殊研究Ⅱ	2	〃	
映像作品特殊研究Ⅱ	2	〃	
映像技術特殊研究Ⅱ	2	〃	
C. 関連領域部門			
芸術学特論	④	1	
リサーチ特殊研究Ⅰ	2	1・2	
リサーチ特殊研究Ⅱ	2	〃	
文芸学特論Ⅰ	4	〃	
文芸学特論Ⅱ	4	〃	
哲学特論	4	〃	
芸術心理学特論	4	〃	
文芸情報学特論	4	〃	
マスコミュニケーション論	4	〃	
メディア論	4	〃	
文芸史特論	4	〃	
芸術社会学特論	4	〃	
造形特論	4	1	
建築造形特論	4	〃	
デザイン史特論Ⅰ	2	1・2	
デザイン史特論Ⅱ	2	〃	
建築デザイン史特論Ⅰ	2	〃	
建築デザイン史特論Ⅱ	2	〃	
日本美術史特論Ⅰ	2	〃	
日本美術史特論Ⅱ	2	〃	
西洋美術史特論Ⅰ	2	〃	
西洋美術史特論Ⅱ	2	〃	
音楽芸術特論Ⅰ	4	1	
音楽芸術特論Ⅱ	4	1・2	
日本音楽史特論	4	〃	
西洋音楽史特論	4	〃	
情報音楽特論	4	〃	
音楽心理学特論	4	〃	
舞台芸術特論	4	1	
演劇史特論	4	1・2	
民俗芸能特論	4	〃	
舞踊史特論	4	〃	
古典劇特論	4	〃	
映像文献原典講読	4	〃	
D. 連携研究部門			
連携理論研究Ⅰ	2	1	
連携理論研究Ⅱ	2	〃	
連携表現研究Ⅰ	2	〃	
連携表現研究Ⅱ	2	〃	
学位論文・作品・制作			

※ 履修年次の1・2は1年次又は2年次に、1～2は2年間通して履修してください。

※ 単位数の○数字は必修単位を示します。

※ 年度により開講しない科目もあるので、当該年度の時間割・シラバスで確認してください。

造 形 芸 術 専 攻			
授業科目	単位数	履修年次	履修規定
A. 理論部門			左記のうちから、分野を問わず30単位以上を選択履修しなければならない。 ただし、デザイン実務研究は修了に必要な単位数に算入しない。
造形特論	4	1	
建築造形特論	4	〃	
日本美術史特論Ⅰ	2	1・2	
日本美術史特論Ⅱ	2	〃	
西洋美術史特論Ⅰ	2	〃	
西洋美術史特論Ⅱ	2	〃	
デザイン史特論Ⅰ	2	〃	
デザイン史特論Ⅱ	2	〃	
建築デザイン史特論Ⅰ	2	〃	
建築デザイン史特論Ⅱ	2	〃	
美術教育研究Ⅰ	2	〃	
美術教育研究Ⅱ	2	〃	
B. 演習・実習部門			1科目選択必修 1科目選択必修
造形芸術研究Ⅰ（絵画・版画）	4	1～2	
造形芸術研究Ⅰ（彫刻・地域芸術）	4	〃	
造形芸術研究Ⅰ（デザイン）	4	〃	
造形理論研究Ⅰ	4	〃	
造形芸術研究Ⅱ（絵画・版画）	2	1・2	
造形芸術研究Ⅱ（彫刻・地域芸術）	2	〃	
造形芸術研究Ⅱ（デザイン）	2	〃	
造形理論研究Ⅱ	2	〃	
絵画特殊研究Ⅰ	2	〃	
絵画特殊研究Ⅱ	2	〃	
版画特殊研究Ⅰ	2	〃	
版画特殊研究Ⅱ	2	〃	
彫刻特殊研究Ⅰ	2	〃	
彫刻特殊研究Ⅱ	2	〃	
デザイン特殊研究Ⅰ	2	〃	
デザイン特殊研究Ⅱ	2	〃	
デザイン特殊研究Ⅲ	2	〃	
絵画作品研究Ⅰ	2	〃	
絵画作品研究Ⅱ	2	〃	
版画作品研究Ⅰ	2	〃	
版画作品研究Ⅱ	2	〃	
彫刻作品研究Ⅰ	2	〃	
彫刻作品研究Ⅱ	2	〃	
デザイン作品研究Ⅰ	2	〃	
デザイン作品研究Ⅱ	2	〃	
デザイン作品研究Ⅲ	2	〃	
デザイン作品研究Ⅳ	2	〃	
アートプロジェクト研究	2	〃	
デザイン実務研究	4	〃	
C. 関連領域部門			
芸術学特論	4	1	
リサーチ特殊研究Ⅰ	2	1・2	
リサーチ特殊研究Ⅱ	2	〃	
文芸学特論Ⅰ	4	〃	
哲学特論	4	〃	
文芸情報学特論	4	〃	
映像特論	4	1	
写真史特論	4	1・2	
映画史特論	4	〃	
放送史特論	4	〃	
音楽芸術特論Ⅰ	4	1	
日本音楽史特論	4	1・2	
西洋音楽史特論	4	〃	
情報音楽特論	4	〃	
音楽心理学特論	4	〃	
舞台芸術特論	4	1	
演劇史特論	4	1・2	
民俗芸能特論	4	〃	
古典劇特論	4	〃	
芸術心理学特論	4	〃	
芸術社会学特論	4	〃	
造形文献原典講読	4	〃	
D. 連携研究部門			
連携理論研究Ⅰ	2	1	
連携理論研究Ⅱ	2	〃	
連携表現研究Ⅰ	2	〃	
連携表現研究Ⅱ	2	〃	
学位論文・作品・制作			

※ 履修年次の1・2は1年次又は2年次に、1～2は2年間通して履修してください。
※ 年度により開講しない科目もあるので、当該年度の時間割・シラバスで確認してください。

音 楽 芸 術 専 攻			
授業科目	単位数	履修年次	履修規定
A. 理論部門			左記のうちから、分野を問わず30単位以上を選択履修しなければならない。
音楽芸術特論Ⅰ	4	1	
音楽芸術特論Ⅱ	4	1・2	
日本音楽史特論	4	〃	
西洋音楽史特論	4	〃	
情報音楽特論	4	〃	
音楽教育特論	4	〃	
音楽心理学特論	4	〃	
B. 演習・実習部門			} 1科目選択必修
作曲特殊研究	4	1～2	
声楽特殊研究	4	〃	
器楽特殊研究	4	〃	
音楽学研究	4	〃	
音楽教育研究	4	〃	
情報音楽研究	4	〃	
音楽理論研究Ⅰ	2	1	
音楽理論研究Ⅱ	2	2	
音楽表現研究Ⅰ	2	1	
音楽表現研究Ⅱ	2	2	
音楽作品研究	2	1・2	
指揮研究	2	〃	
C. 関連領域部門			
芸術学特論	④	1	
リサーチ特殊研究Ⅰ	2	1・2	
リサーチ特殊研究Ⅱ	2	〃	
造形特論	4	1	
映像特論	4	〃	
映像構成特論	4	1・2	
映像音響特論	4	〃	
放送史特論	4	〃	
演劇史特論	4	〃	
舞踊史特論	4	〃	
民俗芸能特論	4	〃	
日本美術史特論Ⅰ	2	〃	
日本美術史特論Ⅱ	2	〃	
西洋美術史特論Ⅰ	2	〃	
西洋美術史特論Ⅱ	2	〃	
文芸史特論	4	〃	
哲学特論	4	〃	
音楽文献原典講読	4	〃	
D. 連携研究部門			
連携理論研究Ⅰ	2	1	
連携理論研究Ⅱ	2	〃	
連携表現研究Ⅰ	2	〃	
連携表現研究Ⅱ	2	〃	
学位論文・作品・制作			

※ 履修年次の1・2は1年次又は2年次に、1～2は2年間通して履修してください。

※ 単位数の○数字は必修単位を示します。

※ 年度により開講しない科目もあるので、当該年度の時間割・シラバスで確認してください。

舞 台 芸 術 専 攻			
授業科目	単位数	履修年次	履修規定
A. 理論・歴史部門			左記のうちから、分野を問わず30単位以上を選択履修しなければならない。
舞台芸術特論	4	1	
演劇史特論	4	1・2	
舞踊史特論	4	〃	
民俗芸能特論	4	〃	
古典劇特論	4	〃	
応用演劇特論	4	〃	
アート・マネージメント特論	4	〃	
B. 演習・実習部門			1 科目選択必修
舞台表現研究	4	1～2	
舞踊特殊研究	4	〃	
戯曲特殊研究	4	〃	
舞台演出特殊研究	4	〃	
舞台美術特殊研究	4	〃	
古典演劇特殊研究	4	〃	
民俗芸能特殊研究	4	〃	
応用演劇特殊研究	4	〃	
C. 関連領域部門			
芸術学特論	④	1	
リサーチ特殊研究Ⅰ	2	1・2	
リサーチ特殊研究Ⅱ	2	〃	
メディア論	4	〃	
映像特論	4	1	
造形特論	4	〃	
音楽芸術特論Ⅰ	4	〃	
音楽芸術特論Ⅱ	4	1・2	
映画史特論	4	〃	
放送史特論	4	〃	
映像音響特論	4	〃	
音楽心理学特論	4	〃	
演劇文献原典講読	4	〃	
D. 連携研究部門			
連携理論研究Ⅰ	2	1	
連携理論研究Ⅱ	2	〃	
連携表現研究Ⅰ	2	〃	
連携表現研究Ⅱ	2	〃	
学位論文・作品・制作			

※ 履修年次の1・2は1年次又は2年次に、1～2は2年間通して履修してください。

※ 単位数の○数字は必修単位を示します。

※ 年度により開講しない科目もあるので、当該年度の時間割・シラバスで確認してください。

I 研究指導計画について

博士後期課程では、学位（博士）論文の作成にあたって、以下のスケジュールにて研究指導が行われます。

・事前連絡・入学試験時 研究計画の確認

大学院入学試験出願前の事前連絡及び入学試験において、入学後の研究課題、研究内容、研究計画等を指導希望教授により確認する。

・1年次 4月 新入生ガイダンス

教員紹介、カリキュラム、研究指導計画や事務手続き等の説明を行う。

・1年次 4月「研究テーマ概要報告書」の作成

博士論文の研究テーマ・研究計画を立案し、指導教授とヒアリングを行い、実現可能な研究計画を検討する。

・1年次 4月 カリキュラムの履修

ガイダンスの説明を踏まえて、期日までに履修登録を行う。指導教授の助言をもとに、指導教授の研究指導科目（1～2年次継続科目）の他、各自の研究内容に関連する授業科目を履修する。

・1年次 4月以降 研究の遂行及び指導・研究倫理教育・コンプライアンス教育の実施

指導教授の指導・助言のもと、研究計画・テーマに沿って研究を遂行する。指導教授は研究の進行を確認し、研究資料・情報収集の仕方、研究方法について随時指導を行う。学位（博士）論文を提出するまでに自分の研究内容に関連した学会への入会および査読つき学会誌等の論文1編を含め、学会等で研究発表を2回以上行う。

・1年次 3月中旬 2年次生の第2次予備試験（研究中間発表会）を傍聴する

発表内容をもとに、自分の研究方法と課題を振り返り、2年次以降の研究計画・テーマを再検討する。

・2年次 4月 在学生ガイダンス

カリキュラム、研究指導計画、学位（博士）論文の提出スケジュールの説明を行う。

・2年次 4月「学位論文概要報告書」の作成

博士論文の概要を報告する。指導教授とヒアリングを行い、研究計画・テーマを再検討するとともに、研究領域に合わせて指導体制を構築する。

・2年次 4月 カリキュラムの履修

ガイダンスの説明を踏まえて、期日までに履修登録を行う。指導教授の助言をもとに、指導教授の研究指導科目（1～2年次継続科目）の他、各自の研究内容に関連する授業科目を履修する。

・2年次 4月以降 研究の遂行及び指導

指導教授の指導・助言のもと、研究計画・指導計画書に沿って研究を遂行する。指導教授は研究の進行を確認し、随時指導を行う。

・2年次 11月～12月 第1次予備試験の実施

学位（博士）論文作成可能な知識、基礎的能力を備えているかを判断する試験を行う。（外国語及び専門知識）

・2年次 12月中旬 3年次生の最終試験等（学位請求論文審査・口頭発表）を傍聴する

口頭発表による学位論文審査を経験することで、研究方法やテーマを再検討する。

・2年次 3月上旬 第2次予備試験（研究中間発表会）の実施

学位（博士）論文の内容、進行状況等に関し、提出が可能かどうかを見極める。（研究中間発表会）

・3年次 4月 在学生ガイダンス

カリキュラム、研究指導計画、学位（博士）論文の提出スケジュールの確認を行う。

・ 3年次 4月 カリキュラムの履修

ガイダンスの説明を踏まえて、期日までに履修登録を行う。指導教授の助言をもとに、各自の研究内容に関連する授業科目を履修する。

・ 3年次 4月以降 研究の遂行及び指導

指導教授の指導・助言のもと、研究計画・指導計画書に沿って研究を遂行する。指導教授は研究の進行を確認し、随時指導を行う。

・ 3年次 10月下旬 学位請求論文の提出

指導教員の最終的なアドバイスを受け、学位論文作成規定に基づき、学位（博士）論文を提出する。

・ 3年次 12月中旬 最終試験等（学位請求論文審査・口頭発表）の実施

論文要旨を発表・説明し質疑に応答する・審査委員により最終試験（専門試験）を実施する。

・ 3年次 2月中旬 学位授与及び修了判定

研究科にて学位授与及び修了判定がなされる。

・ 3年次 3月25日 学位記授与式

博士（芸術学）の学位が授与される。

※ 学位（博士）論文の審査基準は「日本大学大学院芸術学研究科における学位（博士）論文審査基準」による。

Ⅱ 学位授与について

1 修了要件

以下の条件を満たした場合、大学院修了時に博士（芸術学）の学位が授与されます。

- ① 単位履修規定に則り、必修科目を含め10単位以上を修得すること。
- ② 学位論文を提出し、最終審査及び試験に合格すること。

2 学位論文指導・作成規定

① 論文指導

- (1) 学位論文指導教員は、C領域の教員とする。
- (2) 学位論文指導には、指導教員以外に副指導教員を設け、指導を受けることができる。
- (3) 副指導教員を設ける場合は、指導教員と相談の上、決めること。
- (4) 副指導教員を設けた場合は、その教員の授業科目を履修することが望ましい。

② 論文枚数等

(1) 論文審査の場合

- ア 400字詰原稿用紙200枚以上（本文のみとし、表等資料・注釈・引用文献等は含まない）とする。
- イ 論文は簡易印刷またはワープロ作成とし、表紙・背表紙をつけて製本すること。
- ウ A4版4頁（4000字）以内の内容の要旨を添付すること。要旨は、ワープロ作成とする。

(2) 論文に創作成果を加えて審査する場合

- ア 400字詰原稿用紙100枚以上（本文のみとし、表等資料・注釈・引用文献等は含まない）とする。
- イ 創作作品は学位論文に対応する内容とするが、作品のサイズ・数量・体裁等の詳細は別に定める。
- ウ 論文の体裁等は(1)と同様とする。

上記をめやすとし、指導教員と相談の上、決定すること。

- ① 用紙の規格はA 4 版を縦に使用。
- ② 本文は和文とし、4,000字以内。
- ③ 活字はタイトル行12ポイント、改行以下10ポイント、書体はMS明朝としますが、複雑な数式等を含む場合はこの限りではありません。
- ④ 1 頁の文字数 1 行45字、行数50行、余白上下20ミリ・左右25ミリとします。
- ⑤ 論文題名が外国語の場合には、日本語訳を（ ）を付けて記入してください。
- ⑥ 図表・化学記号・写真等を用いる場合は、インターネットで公表できるように明瞭にしてください。
- ⑦ 全体で4 頁以内となるように作成してください。

時 期	内 容
2 年次 9 月下旬	論文提出希望者は事前に指導教授に申し出た上、以下の書類を提出すること ① 修了希望届 ② 学位論文提出希望届 ③ 研究業績書 ④ 学位論文指導・研究経過報告書 ⑤ 学位論文概要報告書（企画書）
11月～12月	第 1 次予備試験（口述試験）実施及び結果を通知する ◎ 外国語及び専門知識についての試験を実施する
1 月中旬	中間報告書を提出すること
3 月上旬	第 2 次予備試験＜研究中間発表会及び面接＞実施（結果を 4 月中旬に通知） ◎ 学位請求論文の内容についての試験を実施する
3 年次 10月下旬	大学院芸術学研究科長あてに学位請求論文等提出すること ◎ 提出書類等については別に指示する
11月中旬	学位請求論文受理について可否を通知する
12月中旬	最終試験等（学位請求論文審査・口頭発表）を実施する ※ ◎ 大学院分科委員会において論文要旨を発表・説明し質疑に応答すること 審査委員により最終試験（専門知識）を実施する ◎ 論文に創作成果を加える場合は、最終試験前に作品を発表すること 原則として学内において発表を行う
2 月中旬	学位授与最終審議を行う ※
2 月下旬	学位授与審査結果を通知する
3 月上旬	博士後期課程修了者（修了要件を満たした者）を発表する
3 月25日	大学院芸術学研究科修了式において学位記授与を行う
学位授与から 3 か月以内	学位を授与された日から 3 か月以内に論文の内容の要旨、論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表すること
学位授与から 1 年以内	学位を授与された日から 1 年以内に学位論文の全文をインターネットの利用により公表すること

- 1 上記日程は令和7年4月現在の内容であり、今後、都合により変更される場合があります。
- 2 作成・審査等手続日程の詳細は追って発表します。

Ⅲ 日本大学大学院芸術学研究科における学位（博士）論文審査基準

（趣 旨）

- 1 日本大学大学院芸術学研究科（以下本研究科という）における学位（博士）請求論文の取扱いについては、日本大学学則及び日本大学学位規程に定めるもののほか、この基準の定めるところによる。

（提出要件）

- 2 学位請求論文の提出については、次のとおりとする。
 - ① 論文博士申請者は、豊富な社会実績があり過去3年以上の研究実績があること。
 - ② 課程博士申請者は次の要件を満たしていること。
 - (1) 博士学位論文予備試験に合格していること。予備試験については以下の内容及び別に定める実施要項による。
 - ア 予備試験は、博士後期課程2年次において2回行う。
 - イ 予備試験の試験科目は、外国語及び専攻テーマに関連する学科目とする。ただし、大学院分科委員会（以下委員会という）が認めた場合は、試験科目を変更することができる。
 - ウ 試験は原則として筆記試験とするが、委員会の議を経て口述試験とすることができる。
 - エ 試験委員は3名以上とし、委員会の議を経て、研究科長が選任する。
 - オ 予備試験の可否は、試験委員の評価報告に基づき、委員会が決定する。
 - (2) 学位請求論文提出までに、査読つき学会誌等の論文1編を含め、学会等で研究発表（口頭発表を含む）を2回以上行っていること。なお、芸術学研究科発行研究誌「芸術・メディア・コミュニケーション」も査読つき学会誌とみなす。
 - (3) 日本学術会議協力学術研究団体（学会等）あるいはそれと同等の学会・団体に所属していること。

（審査基準）

- 3 学位請求論文の審査にあたっては、次の審査基準を設ける。
 - ① 独自の成果
主論文は申請者本人の単著であり、その内容は自主的で独自に取り組んだ研究成果であること。
 - ② 新発見・新知見
研究内容は、新しい知見、新しい着眼や分析が認められ、十分な学術的価値が見出せること。
 - ③ 論理性・客観性
論述に、論理性と客観性が備わっていること。
 - ④ 引用文献・参考文献の適切性
研究目的および研究方法が先行研究を踏まえて精査されたものであること。
 - ⑤ 研究者資質・将来性
課程博士については、研究内容から本人の研究者としての資質、将来性が期待できること。

（創作成果）

- 4 主論文の他に創作成果を審査対象として加えることができる。その場合は、以下の条件を満たすこと。
 - ① 創作成果は、論文申請者の単独の作品であること。作品によっては他者が介入することがあるが、その場合は申請者が主たる創作者であること。
 - ② 申請者の表現領域での力量が社会的に評価される実績があることの証として、コンクールの入選、展示・上演・上映等の発表経験、専門雑誌への掲載などの表現実績を有すること。
 - ③ 論文内容と創作成果に論理的整合性があること。
 - ④ 創作成果は、独創性、芸術性に富んでおり、その作品から芸術表現者としての資質、将来性が期待できること。

- ⑤ 創作成果の記録を，電子メディアまたは印刷物に収録の上，提出論文に添付すること。原則として，電子メディアは映像録画で収録すること。

（審査委員）

- 5 審査委員は，委員会の審議を経て研究科長が任命し，主査1名，副査2名以上で審査委員会を構成する。なお，創作成果を審査対象に加える場合は，審査委員会に創作成果審査委員が2名以上含まれていなければならない。

附 則

- 1 上記基準は，平成24年度入学者から適用する。
- 2 平成23年度入学者は，平成23年2月15日大学院分科委員会で決定の日本大学大学院芸術学研究科における学位（博士）論文審査基準を適用する。
- 3 平成22年度以前入学者は，平成18年7月6日大学院分科委員会で決定の日本大学大学院芸術学研究科博士学位認定基準を適用する。

IV 博士後期課程授業科目一覧

芸 術 専 攻			
授業科目	単位数	履修年次	履修規定
A. 理論・歴史研究領域			A 理論・歴史研究領域から必修単位を含めて4単位以上、B 表現研究領域から2単位以上およびC 特定研究領域4単位の合計10単位以上を修得しなければならない。 } 1科目選択必修
芸術学特殊研究	②	1	
映像理論特殊研究	2	1・2	
写真史特殊研究	2	〃	
映画史特殊研究	2	〃	
写真技術特殊研究	2	〃	
映像技術特殊研究	2	〃	
造形理論特殊研究	2	〃	
美術史特殊研究	2	〃	
デザイン史特殊研究	2	〃	
文芸理論特殊研究	2	〃	
文芸史特殊研究	2	〃	
舞台芸術理論特殊研究	2	〃	
演劇史特殊研究	2	〃	
メディア・コミュニケーション特殊研究	2	〃	
音楽理論特殊研究	2	〃	
音楽史特殊研究	2	〃	
芸術教育特殊研究	2	〃	
B. 表現研究領域			} 1科目選択必修
映像表現特別研究	2	1・2	
造形表現特別研究	2	〃	
文芸表現特別研究	2	〃	
舞台表現特別研究	2	〃	
音楽表現特別研究	2	〃	
C. 特定研究領域			
芸術研究特別演習	④	1～2	
学位論文			

※ 履修年次の1・2は1年次又は2年次に、1～2は2年間通して履修してください。

※ 単位数の○数字は必修単位を示します。

※ 年度により開講しない科目もあるので、当該年度の時間割・シラバスで確認してください。

I 事務局及び事務取扱い

1 事務取扱い時間

月～金 9：00～17：00

土曜日 9：00～12：00

なお、長期休暇中あるいは休講などで、事務取扱い時間を変更する場合があります。ポータルサイト・掲示等で確認してください。

2 正門の開閉時刻

開門時刻 8：00

閉門時刻 21：00

3 事務取扱い内容

教務課（西棟1階）——— 授業，試験，学籍及び海外留学，各種証明書の交付等に関する事項

会計課（西棟1階）——— 学費等納入手続に関する事項

サポートセンター

（学生課）（西棟1階）——— 奨学金，課外活動，学割証・通学定期券購入手続き，外国人留学生サポート，保健室，学生支援室，遺失物・拾得物など学生生活に関する事項

（就職指導課）（西棟1階）—— 就職支援に関する事項

図書館事務課（西棟4階）—— 図書の閲覧，貸出，資料検索などに関する事項

研究事務課（西棟6階）—— 研究助成金（JSPS特別研究員制度を含む）に関する事項

4 掲示情報について

大学院生への連絡事項は、すべて掲示やポータルサイトによって連絡しますので、見落としのないよう、登下校の際は所定の掲示板やポータルサイトを必ず見るようにしてください。

各課の主な伝達事項は次のとおりです。

庶務課 事務取扱いなどに関する事項

教務課 授業日程，時間割変更，教室変更，休講，補講，試験，学籍（休学，退学，復学），教職，学芸員，司書教諭，司書，海外留学等に関する事項

会計課 学費等納入手続に関する事項

サポートセンター

（学生課） 奨学金，課外活動，外国人留学生サポート，保健，学生行事等に関する事項

（就職指導課） 就職支援に関する事項

図書館事務課 図書，図書館などに関する事項

研究事務課 研究に関する事項

Ⅱ 学生証

1 学生証

- ① 学生の身分を証明する重要なものなので、大切に取り扱い、他人への貸与又は譲渡は禁止します。
- ② 有効期限内の「学生証裏面在籍シール」が裏面に貼付されていない場合は無効です。
- ③ 学生証の磁気エンコードには、学生番号と日本大学の学生としてのID番号が入っています。
- ④ 本研究科学生の身分を証明するものとして、以下の場合に必要なに応じて提示しなければならないので、常に携帯してください。

学内：各課窓口での諸手続、試験、学割証・通学証明書の申請、図書館の利用など

学外：通学定期乗車券、学割乗車券購入及び乗車中など

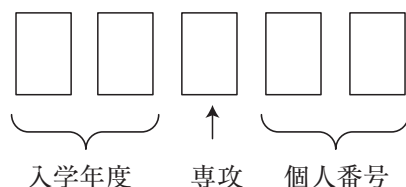
- ⑤ 修了・退学等によって学籍を失ったときは、直ちに教務課に返還してください。
- ⑥ 紛失した場合は、悪用されるおそれがあるので、紛失場所の所轄警察署又は交番へ「遺失物」として届け出る必要があります。一定期間経過しても発見されない場合は、教務課で再交付の手続を行ってください。（再交付は1週間後になります）
- ⑦ 破損、汚損した場合は、速やかに現物を持参の上、教務課に申し出て指示を受けてください。

2 学生証裏面学籍シール

- ① 学生証は在学期間を通して使用しますが、「学生証裏面学籍シール」の有効期限は1年間です。
- ② 「学生証裏面学籍シール」は毎年4月に交付します。学生証は、毎年「学生証裏面学籍シール」を貼り替えることにより効力を発します。交付を受けたら直ちに学生証の裏面に貼付してください。
- ③ 現住所を変更した場合は「学生証裏面学籍シール」の交換が必要になります。Live Campusに登録している住所を変更の上、直ちに学生課に申し出て、新たに「学生証裏面学籍シール」の交付を受けてください。

3 学生番号の表記方法

<番号構成>



- ① 入学年度番号は、西暦の下2桁です。[令和7年度(2025年度)=25]
- ② 専攻番号は、文芸学=1、映像芸術=2、造形芸術=3、音楽芸術=4、舞台芸術=5、芸術=6となります。
- ③ 個人番号は、専攻ごとに01から2桁の数字で表します。

Ⅲ 各種願（届）

願書・届書は全てA4版の用紙を使用して横書きとし、父母又は保証人連署で研究科長あてとします。

次の願（届）は、所定の用紙を用いて、教務課窓口に提出してください。なお、詳細は教務課に問い合わせてください。

1 休学願

病気などやむを得ない事由によって、3か月以上修学のできない場合は、その事由を証明する書類（病気の

場合は医師の診断書）を添付し、休学願（所定用紙あり）を教務課へ提出して許可を得てください。なお、入学年度は休学することができません。ただし、入学年度の後学期については、修学困難な事由の場合は所定の手続きをとった上で認めることがあります。

【休学者の学費について】

学則第40条及び学費の取扱いに関する要項に基づき、休学者の学費については次のとおり取扱います。

休学願の提出期限		学費免除	休学在籍料 (学期ごとに6万円を徴収)
1年間休学の場合	5月31日	年間学費	12万円
	6月1日～11月30日	後学期分学費	6万円
半期休学の場合	前学期休学	前学期分学費	6万円
	後学期休学	後学期分学費	6万円

①学費納入後に休学が許可された場合、休学在籍料と当該学期分の学費との差額を返還いたします。

②休学を許可された者が休学期間中に退学等により学籍を失った場合、徴収した休学在籍料は返還いたしません。

※休学の詳細については、教務課にお問い合わせください。

2 退学願

事情により退学しなければならない場合は、退学願を提出して許可を得てください。なお、退学願の提出と同時に学生証を返還してください。なお、納入済の授業料は返還できません。

3 復学願

休学者が復学を希望する場合には、指示された日までに復学願を提出して許可を得てください。

4 その他の届

現住所、電話番号の変更等があった場合は、Live Campusで各自入力・変更してください。また、父母・学費支弁者・保証人の氏名・住所等に変更があった場合も、必ずその都度 Live Campusで各自入力・変更してください。

※ 本籍地の変更及び改姓等があった場合は、戸籍個人事項証明書を添付し、「転籍届」または「改姓届」（様式参考例は教務課に問い合わせのこと）を提出してください。

IV 証明書等の種類・交付

証明書等の種類は、次ページのとおりです。証明書を必要とする場合は、証明書発行機により交付します。なお、一部証明書については、証明書発行機により申込みを行い、窓口で交付するものもありますので、注意してください。納付された料金は返金いたしませんので、申込みの際には必要な通数を確認し、誤りないように操作してください。

各種証明書の発行にあたっては、個人情報保護のため本人確認を行っています。申込時に学生証が必要となります。

(単位：円)

種 類	発行日	手数料	備 考
【教務課】			
在学証明書	即時	100	
成績証明書	〃	200	
修了見込証明書	〃	100	
英文証明書 ※1 通目	〃	600	同時に複数枚申し込む場合、1 通目は600円、2 通目以降は200円です。申込ごとに最初の1 通目は600円です。
英文証明書 ※2 通目以降	〃	200	
教育職員免許状取得見込証明書	〃	100	
修了証明書	2～3 日後	200	修了後
退学証明書	〃	100	退学後
満期退学証明書	〃	100	満期退学後 博士後期課程のみ
学力に関する証明書	〃	100	
学芸員資格取得見込証明書	〃	100	
学芸員課程単位修取証明書	〃	200	
学芸員資格取得証明書	〃	200	
司書教諭課程単位修取証明書	〃	200	
司書課程単位修得証明書	〃	200	
司書資格取得見込証明書	〃	100	
司書資格取得証明書	〃	200	
教職介護等体験費	—	11,000	
教育実習費	—	5,000	実習先・実習期間により異なります。
		15,000	
		25,000	
博物館実習費	—	30,000	
教育職員免許状一括申請手数料	—	3,600	1 件につき
履修証明書	2～3 日後	100	
学生証再交付願	1 週間後	1,000	
【学生課】			
健康診断証明書	即時	100	定期健康診断受診者のみ
学生旅客運賃割引証（学割証）	〃	—	年間10枚を越える場合は学生課へ相談
通学証明書	〃	—	学生課窓口へ
在留期間更新等申込書	2～3 日後	100	外国人留学生のみ
【就職指導課】			
推薦書	約1 週間後	—	事前にNU就職ナビに登録しておくこと

V 学費等の納入

1 振込による納入

大学の指定振込依頼書を学費支弁者宛て学期ごとに郵送しますので、最寄りの金融機関からお振込ください。各学期の送付時期及び納入期限は下表をご参照ください。

なお、海外の金融機関からのお振込は、即座に入金確認ができないなど大きなトラブルとなる可能性がありますので、ご遠慮ください。

また、学費支弁者情報（氏名・住所等）に変更が生じた場合は、速やかにLive Campusで変更手続きを行ってください。（P36 その他の届 参照）

区 分	振込依頼送付時期	納入期限
前 学 期	4 月初旬	4 月末日
後 学 期	9 月初旬	9 月末日

2 分割による納入（分納）

やむを得ない事情により、期限までに学費を納入できない場合は、所定の用紙「分納許可願」での願い出により学期ごとの学費を2回に分納することができます。窓口で直接手続きをする方は、あらかじめ保証人（日本国内在住の方）の承諾を得たうえで、送付された振込依頼書と印鑑を会計課に持参し、手続きを行ってください。郵送で手続きをする方は、分納許可願と送付された振込依頼書を会計課（〒176-8525 東京都練馬区旭丘2-42-1）宛てお送りください。

分納の願い出期限及び納入期限は、次のとおりです。

区 分	分納の願い出期限	第1回納入期限	第2回納入期限
前 学 期	4 月 末 日	5 月 末 日	7 月 末 日
後 学 期	9 月 末 日	11 月 末 日	1 月 末 日

※故なくして学費の納付を怠った者は、学則第30条により除籍となります。

納入期限までに納入できない場合は、必ず事前に会計課までご連絡ください。

VI 奨学金制度

大学院における奨学金は、経済的な理由により勉学・研究活動の継続が困難な者や、学業成績が優秀な者に対し、勉学奨励のために給付・貸与されるものです。

募集については、学生課の掲示板やポータルサイトに在学生を対象にした奨学金ガイダンスサイトにてお知らせします。

下記の一覧表は、本学や国からの奨学金募集一覧です。

奨学金額・条件等は年度により変動することがありますので、詳細は必ず学生課で確認してください。

（令和7年4月現在）

対象 日 留	名 称	種別	奨学金額（単位：円）	条 件（主な資格等）	募集時期
○ ○	芸 術 学 部 第 2 種 奨 学 金	給付	50万円を上限	専攻分野において優れた業績を挙げた若干名	推薦制
○	芸 術 学 部 第 3 種 奨 学 金	給付	授業料相当額を上限	災害等により経済的理由で学費等の支弁が困難である者	随時
○	芸 術 学 部 第 4 種 奨 学 金	給付	10万円または20万円	日本大学が設ける留学制度、海外研修制度により海外渡航する者	随時
○	日 本 大 学 古 田 奨 学 金	給付	年額 200,000	芸術学研究科として1名	推薦制
○	ロバート・F・ケネディ奨学金	給付	年額 200,000	芸術学研究科として1名	推薦制
○	日本大学創立100周年記念 外国人留学生奨学金	給付	授業料相当額の半額	成績優秀者若干名	推薦制
○	日本学生支援機構奨学金	貸与	<第1種>（無利子） 前期課程 月額50,000または88,000 授業料後払い制度（※） 後期課程 月額80,000または122,000 <第2種>（有利子） 前期・後期課程 月額（選択制） 50,000 80,000 100,000 130,000 150,000	日本学生支援機構の定める「学力基準」及び「家計基準」等	春（秋）

※授業料後払い制度

授業料支援金（学則で定められた授業料相当額）と生活費奨学金（2万円または4万円）が貸与できる制度です。申込みやご相談は学生課窓口までお越しください。

詳細は日本学生支援機構ホームページをご確認ください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/atobarai/index.html>



Ⅶ 海外留学

1 日本大学交換留学・派遣留学

日本大学交換留学・派遣留学は、日本大学本部国際化推進室が主催する日本大学の学部生及び大学院生全員を対象とし、日本大学の海外学術交流提携校に約1年間（日本大学における2学期間）、交換留学生として留学する制度です。留学先大学ごとに語学力の基準等の要件がありますので、詳細は募集要項を確認してください。留学先大学の学費は協定により免除となります（派遣留学は除く）。本研究科の学費は、学費を免除される学期ごとに、留学生在籍料として6万円を徴収するのみとなります。

日本大学留学・国際交流：<https://www.nihon-u.ac.jp/international/>



2 日本大学大学院海外派遣奨学生

研究者の育成及び国際交流の進展を図り、本大学の発展に資することを目的として、芸術学研究科から原則として1名を、1年間海外に派遣する制度です。

募集については、4月頃にポータルサイトにてお知らせしますので、応募希望者は教務課へ申し出て志願書等を受け取り、出願書類一式を期限までに教務課に提出してください。

【日本大学大学院海外派遣奨学生概要】

留学先	任意。留学先の選定及び受入交渉等は希望者本人が行う
資格	本大学大学院に在学する心身ともに健全にして学業成績優秀な者
留学期間	原則として1年
派遣者決定方法	審査の上決定
単位の取扱い	派遣先で履修した授業科目について修得した単位の取扱いは、日本大学学則の定めるところによる
給付額	180万円を限度として、派遣時に給付する
留学中の授業料	留学中の授業料の取り扱いは別途定める
派遣奨学生の義務	①派遣奨学生は大学の派遣目的に応え、所期の成果を上げるよう努めなければならない ②派遣先での研究等の成果を報告書にまとめ、帰国後2か月以内に研究科長を経て、学長に提出しなければならない

3 マインツ美術大学交換留学

芸術学部が主催する本学部・本研究科の学生を対象としたプログラムで、制作をメインとし、語学力のレベルアップも含めた6か月から1年間の交換留学制度です。マインツ美術大学の学費は無料です。本研究科の学費は、学費を免除される学期ごとに、留学生在籍料として6万円を徴収するのみとなります。

4 認定留学

日本大学は、スタディー・アブロード・ファウンデーション（SAF）と提携し、同団体の持つネットワークを活用した中・長期での欧米圏及びアジア圏の大学への認定留学制度を設けています。認定留学とは、SAFの4か月以上の決められたプログラムに参加する場合、本研究科に認定留学の申請を行い、教育上有益であるとして本研究科が許可することにより留学と認める制度です。これにより、単位認定や留学期間を修業年数に算入することができます。留学先大学の学費は自己負担となります。本研究科の学費は、学費を免除される学期ごとに、留学生在籍料として6万円を徴収するのみとなります。

5 その他の留学等

(1) 留学先大学で修得した科目は、その内容及び時間数等に基づきその他の認定単位を含めて15単位を超えない範囲で単位の認定を認める場合があります。

- (2) 大学のプログラムを利用せず個人で留学やサマースクール等に参加する場合は、単位認定や2年間の修了はできません。

VIII 海外渡航

団体または個人で外国に旅行する場合は、渡航先で災害・事件・事故等があった場合の学生の安否確認等を行う目的で、学生課備付け（ホームページからダウンロード可）の海外渡航届（本人・保証人連署）及び誓約書を学生課に必ず提出してください。また、海外渡航にあたっては、以下の事項も確認してください。

- (1) 渡航前には必ず外務省の海外安全ホームページ掲載の危険情報などを確認し、世界及び地域の情勢についての情報を収集してください。本学における海外渡航取り扱い、外務省掲載の危険情報レベルに基づき以下のとおりとします。

外務省海外安全ホームページ <https://www.anzen.mofa.go.jp/>

危険情報なし	……………渡航可能
レベル1（十分注意してください）	……………渡航自粛
レベル2（不要不急の渡航は止めてください）	……………渡航中止または延期
レベル3（渡航は止めてください）	……………渡航禁止
レベル4（退避してください。渡航は止めてください）	……………渡航禁止

- (2) 危険情報の有無にかかわらず、外務省からの最新の海外安全情報や緊急事態発生時の連絡メール、緊急連絡などを受け取れるように、「たびレジ」または「在留届」に登録してください。

外務省海外旅行登録「たびレジ」 <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

IX 芸術・メディア・コミュニケーション

博士後期課程の学生の論文発表の場として、年1回、博士課程研究誌「芸術・メディア・コミュニケーション」を発行しています。

募集は、毎年6月頃ポータルサイトにてお知らせします。投稿希望者は、投稿規約を確認の上、教務課に提出してください。

X 大学院生研究室

西棟6階に、博士前期課程研究室、博士後期課程研究室を設けています。

後期課程生には個人机並びに個人ロッカーを、前期課程生には個人ロッカーを貸与しています。利用希望者は教務課窓口に応じ出てください。

XI 学生支援室

みなさん一人ひとりが充実した学生生活を送ることができるよう、さまざまな悩みのご相談に応じています。学業・就職・人間関係・心の健康・経済問題など、不安を感じることがあれば、お気軽にご相談ください。なお、事情により通称名の使用を希望する場合は教務課にご相談ください。

また、修学にあたって、困難を感じている障がいのある学生のご相談にも応じています。本人の意向を確認し、所属専攻や各課と連携をはかりながら、学生生活を送るうえでの悩みを取り除くための支援に取り組んでいます。相談内容に関しての個人のプライバシーは厳守されますので、安心してご相談ください。

場 所 西棟3 階 (TEL 03-5995-8299)
カウンセラー 月・火・水・木・金曜日 10:30～16:00

◆日本大学学生支援センターについて

(https://www.nihon-u.ac.jp/campuslife/counseling/counseling_center/)

芸術学部のほか大学本部の学生支援センターでも相談やカウンセリングを受けることができます。

◆障がい学生支援（合理的配慮支援）について

(https://www.nihon-u.ac.jp/campuslife/disability_support/student_support/)

障害者差別解消法の施行に伴い、日本大学では基本方針及びガイドラインを制定し、学生支援室を中心に教務課、学生課、教員等が連携して、障がい等のある学生が他の学生と等しい条件のもと学生生活が送れるように様々な支援を行っています。支援の詳細は、学生支援窓口にお問い合わせください。



XII 保健関係

1 定期健康診断

学校保健安全法に基づき、必ず受診してください。この診断結果は、就職や進学、実習、奨学金応募等の際に必要となります。

2 健康診断証明書の発行

本研究科が行う上記の定期健康診断を受診した人には、健康診断証明書を発行します。証明書発行機（西棟1階）にて、即日発行されます。手数料は1通につき100円かかります。なお、既応症の確認をはじめ再検査・治療が必要と判断された場合、病院に受診し、保健室に報告があるまでは発行できません。

3 保健室

軽微なケガなどの応急処置や保健指導を行っています。なお、医薬品医療機器等法（薬機法）に基づき、医薬品（内服薬など、市販薬を含む）は取り扱っていません。薬を必要とする症状がある場合は、かかりつけ医や薬局で相談し自分にあった薬を携帯するようにしてください。また、校医が来室し健康相談にも応じています。校医の来室日については、ポータルサイトで確認してください。

場 所 西棟1 階 (TEL 03-5995-8281)
開室時間 平日9:00～17:00 土曜日（隔週）9:00～12:00

4 学校における感染症

学校感染症に罹患した学生は、学内での感染拡大を防ぐために以下のとおり対応してください。詳細はポータルサイトをご確認ください。

学校感染症と診断されたら

学校感染症にり患した学生は、学内の感染拡大を防ぐために以下のとおり対応してください。

詳細はポータルサイトを確認してください。

- ① り患したことを保健室および指導教授に連絡してください。
- ② 医師から登校の許可が出るまで自宅療養してください。
- ③ 療養後「学校感染症り患・登校許可証明書」を医療機関で記入してもらい、保健室に提出してください。

※診断書を提出する場合は、登校停止期間と登校可能日を明記してもらうこと

◆インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症については下記の書類で対応できます

○インフルエンザ

「インフルエンザり患申出書」（ポータルサイトよりダウンロードできます）と、インフルエンザり患を証明できる原本書類（氏名、受診・処方日が記載された診療報酬領収証および内服薬説明書）を提出

○新型コロナウイルス感染症

「新型コロナウイルス感染症り患申出書」（ポータルサイトよりダウンロードできます）と、医療機関受診時（薬局は不可）の診療情報明細書の原本を提出。

あれば検査結果がわかるものも添付するのがのぞましい。

※自己抗原検査キットで陽性が確認された場合も、必ず医療機関を受診し医師の診断を受けてください。

XIII 医療費助成・補償制度

1 学生の傷害及び死亡事故等に関する給付金

下記の事故等が発生した場合における、在籍する学生に対する給付金制度です。事故が起きたら、直ちに、学生課及び担当教職員に報告し、学生課で速やかに手続きしてください。

ただし、事故発生原因が故意または重大な過失による場合、法令あるいは本大学の学則・諸規定などに違反した行為の場合は、給付を受けることができません。

- ① 正課教育中の事故
- ② 大学が主催する行事中の事故
- ③ 専攻・ゼミナール等が事前に届出をして行った課外教育中の事故
- ④ 公認団体が事前に届出をして行った課外活動中の事故
- ⑤ そのほか、前各号に準ずる事故

2 芸術学研究科で加入している補償制度

本研究科では学部生・大学院生を対象に授業・実験実習・登下校中・課外活動等で不慮の事故に対応するため、研究科でお見舞金制度に加入しています。

事故にあわれた場合は、ただちに事故の日時・場所・状況を学生課に申し出てください。

3 日本大学校友会準会員診療費助成制度

日本大学校友会制度で、準会員が日本大学の指定病院（日本大学病院、医学部付属板橋病院、歯学部付属歯科病院等全12病院）で受診した場合、診療費の自己負担分（健康保険を適用した保険診療負担金30%）を年額10万円を限度とし、助成します。ただし、一部高額療養費（入院時高額医療費、差額ベッド代等）は助成対象外です。申請方法は学生課に問い合わせてください。

4 日本大学学生生徒等総合保障制度（任意）

日本大学キャンパスサポートオフィスと大手火災保険会社が連携して、本学学生のために独自に開発した割安な保険制度です。学生自身が不慮の事故によって災害を被ったり、他人に損害を及ぼす事故を招いた時、また、ひとり暮らしの学生が自身の失火によって自室を焼失した時などの補償、あるいは学費支弁者が万一の災害で死亡された時の学業費用の給付等、安心して学生生活を過ごせるよう補償内容は広範囲にわたっています。

XIV 厚生施設等

1 食堂・購買部

営業時間は授業期間のものです。（時期により変更することがあります。）

学生食堂

営業時間 平 日 11:00～13:30

購買部

営業時間 月～金 10:00～15:00

2 厚生施設

学生のための本学の厚生施設は、ゼミナール・クラブ活動などで利用できます。厚生施設を使用する場合は、使用日の1ヶ月前の月初めから土日を除いた10日前までに学生課へ申込みしてください。なお、夏学期期間中の利用については、別に定めますので、ポータルサイト等に注意してください。施設の詳細は、「日本大学 厚生施設案内」パンフレットが学生課窓口にありますので、ご覧ください。

XV PCルーム

芸術学部では、学生のコンピュータ使用への要望に応え、西棟4階にPCルームを設け、便宜を図っています。在校生であればどなたでも利用できますので、授業での課題の作成、インターネットの閲覧等、大いに活用してください。

なお、PCルーム開館時間については、ホームページ（学生生活＞学生生活サポート＞PCルーム）を確認してください。

XVI 外国人留学生の方へ

外国人留学生の皆さんは、母国を離れ日本という新しい国で学生生活を送るため、学修面や生活面で苦労することが多々あります。大学では様々な支援を通して留学生の皆さんをサポートします。

1 在留期間の更新

外国人留学生が日本に滞在できる期間は在留カードに記載されています。そのため、在留カードの期限が近づいてきたら出入国在留管理庁で更新手続きをする必要があります。更新手続きに必要な書類のうち、一部大学で作成する書類がありますので、学生課（西棟1階）窓口へ申し出てください。

更新手続きの流れ

ステップ① 学生課で以下の書類を作成する

- ・在留期間更新許可申請書【所属機関等作成用1・2】：証明書発行機で申込書を購入し学生課に提出（100

円・2～3日後発行)

- ・在学証明書：証明書発行機で発行可（100円・即時発行）
 - ・成績証明書：証明書発行機で発行可（200円・即時発行）※新入生で発行できない場合は不要
- ステップ② ステップ①で作成した書類とともに出入国在留管理庁へ以下の書類を持参する

※すべて発行日から3か月以内のものを提出すること。

- ・在留期間更新許可申請書【申請人等作成用 1・2・3】
- ・パスポート・在留カード：手続き時に係官に提示してください
- ・証明写真：縦4cm×横3cm
- ・提出資料一覧表・各種確認書（所定様式）
- ・日本在留中の経費支弁能力を証明する書類（通帳のコピー等）

※在留カード交付時に収入印紙6,000円分が必要です。

※外国人留学生の国籍や成績状況により上記以外の書類が必要となることがあります。

※出入国在留管理庁での手続きは在留カード有効期間満了の3か月前からできます。更新手続きをせず在留カードの有効期間を超えてしまった場合、強制退去となりますので早めに手続きをしてください。また、休学等の理由で在留資格「留学」に係る活動を継続して3か月以上行っていない場合、「留学」の在留資格で日本に滞在することができません。「活動機関に関する届出（離脱）」を提出し、ただちに帰国してください。

2 在籍確認

出入国管理法では「在留資格に応じた活動を行っていない場合の在留資格取消し」について定めています。そのため、在留資格が「留学」である皆さんは、大学で授業を受けていることを確認する必要があります。指定月に1回、学生課窓口に来て学生証を提示してください。期限内に学生証を提示しなかった場合、所在不明届に載り文部科学省へ報告されます。

3 アルバイト（資格外活動）

外国人留学生がアルバイト（資格外活動）をする場合、週28時間以内の範囲内で許可されています。許可されている時間を超えてアルバイトをしたり、風俗営業等、客を接待して飲食させる場所でアルバイトをした場合は法律違反で処分され、本国へ送還されますので注意してください。

4 国民健康保険

日本では、誰もが平等に健康な生活を送れるよう、病院での治療費を国民健康保険で負担しお互いの医療費を支えています。そのため、外国人留学生は国民健康保険に加入することが義務づけられています。加入することで、毎月、保険料を支払うこととなりますが、診察費用の70%が国民健康保険で支払われ、自己負担が軽減されます。詳細は居住地の役所へ確認してください。

5 国民年金

日本国内に住む20歳以上60歳未満の人は国民年金に加入する必要があります。留学生も対象です。なお、国民年金に加入すると毎月保険料を納めなければなりませんが、「学生納付特例制度」へ申請することで在学中の納付が猶予されます。詳細は居住地の役所及び年金事務所へ確認してください。

6 住所変更

現在住んでいるアパート、マンション等から引越しをした場合、14日以内に新居住地の役所で住所変更手続きをする必要があります。

7 授業料減免制度・奨学金

・授業料減免制度

在留資格「留学」を有する私費外国人留学生で経済的理由により学費の支弁が困難であり、修学意欲が強く学業継続の意志がある者で、本学の定めた応募資格を備えている者の授業料20%相当額を1年間免除します。

※応募資格：標準修得単位を修得し、家賃月額75,000円（原則、共益費・管理費を含まない）以下である
こと 他

・奨学金

学生課掲示板（中庭）及びポータルサイトで案内しています。

8 修了後の就職活動

大学院修了後も日本に滞在して引き続き就職活動することを希望する場合、留学ビザから就職活動用短期滞在ビザである「特定活動ビザ」に切り替える必要があります。具体的には、就職指導課で推薦状の交付を受けた後、出入国在留管理庁へ申請して、ビザを切り替えます。ビザ変更の手続方法については、修了年度に入ったら、就職指導課からの案内を必ず確認してください。不明な点があれば就職指導課窓口にご相談してください。

9 こんなときは、

成績や授業について確認したい……………教務課	奨学金を受けたい……………学生課
在留カードの更新をしたい……………学生課	学費の分納をしたい、確認をしたい……………会計課
通学定期券を発行したい……………学生課	修了後に日本で就職したい……………就職指導課
施設借用、課外活動をしたい……………学生課	具合が悪い、健康相談をしたい……………保健室
一時帰国したい、海外渡航したい……………学生課	各種証明書を発行したい……………証明書発行機
	（西棟1階にあります。詳細はP36を参照）

XII 災害時の避難について

1 地震発生時の避難について

地震は、突然おそってきます。地震による被害を少なくするためには、慌てず落ち着いて次のように行動してください。

■地震発生時の行動	■地震直後の行動	■地震後の行動
●グラツキきたら、まず机などの下に隠れ、身の安全を図り、揺れがおさまるまで様子を見る。 ●隠れる余裕がなければ手近なもので頭を保護する。	●火の元確認、初期消火 火を使っている時は、揺れがおさまってから慌てずに火の始末をする。出火した時は、落ち着いて消火する。 ●慌てて行動しない 屋内で転倒した物・落下した物やガラスの破片などに注意する。	●窓や戸を開けて出口を確保 揺れがおさまった時に、避難できる出口を確保する。 ●建物には近寄らない 屋外で揺れを感じたら建物やブロック塀などには近寄らない。 ●大学からの避難指示・防災 関連機関からの避難指示に従う。 ●避難の心得 荷物は最小限にし、車両等を使用せず、徒歩で避難する。 ●余震に注意 大きな地震のあとは、余震の可能性があるので注意する。
		●協力し合って救出・救護 震災で負傷した人を近隣で協力し救出・救護する。 ●避難の前に電気・ガスの安全を確認する。 避難が必要な時は、ブレーカーを切り、ガスの元栓を開けて避難する。 ●ラジオやテレビ、消防署、行政などから正しい情報を得る。

2 火災発生時の避難について

校舎内で火災が発生した場合、火災が発生した階及び上階の滞在者は避難してください。また、初期消火不可の際は、防災センターの指示に従い、火災が発生した棟から避難してください。

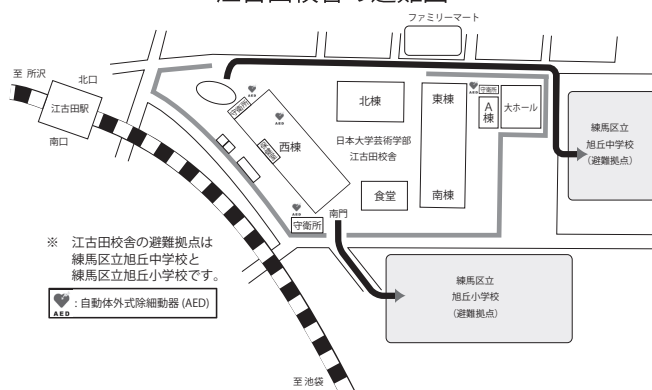
■まわりに知らせる ●とにかく大きな声を出してまわりに知らせる。 ●音の出るものを叩いて大きな音を出す。 ●一人でなんとかしようとせず、周囲の人の助けを借りる。 ●小さな火災でも119 番へ通報する。	■初期消火 ●事前に消火器の設置場所や使い方を確認しておく。 ●初期消火の目安は天井に火が届くまで。それ以上の場合は無理をせず避難する。	●消火器の使い方 ①黄色の安全栓を上引き抜く ②ホースのノズルを燃えているものに向ける。 ③レバーを握る。	■急いで避難 ●煙が広がってしまった場合は、無理をせず避難する。 ●安全に避難するためには、持ち物にこだわらず、できるだけ早く建物の外へ避難する。一度避難したら、絶対に建物の中へ戻らない。	●煙に注意 火災時の煙は有毒なガスを含んでいる危険があるので、濡れたハンカチやタオルを鼻と口に当て、できるだけ低い姿勢で、部屋のドアは閉めて逃げる。
--	--	--	--	--

3 避難場所について

大規模災害時の近隣避難拠点は下図の通りです。

※避難拠点は、震度5弱以上の地震が起きて、学校の建物が安全な場合に、「避難拠点要員」により開設され、「避難拠点運営連絡会」の協力を受けながら、避難者の受け入れや在宅避難者への支援を行います。

江古田校舎の避難図



XIII その他の注意事項

- 1 学内において、授業・研究及び業務の妨害となるデモなどの行為は、禁止しています。
- 2 自動車での通学は、交通事故、迷惑駐車の問題から禁止しています。なお、やむを得ぬ事情がある場合は、事前に学生課へ相談してください。
- 3 凶器、危険物に類する物品は、学内持込を禁止しています。
- 4 学内には、可燃物が多いので、火気（タバコの火など）の取り扱いには十分注意してください。なお、学内で火気及び火気使用器具を無届けで使用することは厳禁としています。
- 5 学内は指定された場所以外での喫煙を禁止しています。
- 6 学内で飲酒することは、学部・学科行事などで認められた場合以外は禁止しています。
- 7 学内で撮影する場合は、トラブルを防ぐため、事前に学生課へ届け出て指示を受けてください。
- 8 学内の施設については、健全な課外活動のために貸し出していますが、不適切な目的使用については許可しません。
- 9 学内で物品を販売することは、学部行事や課外活動で認められた場合以外は禁止しています。
- 10 学内の建物、授業用機材、机・椅子などの備品は汚損・破損しないように使用してください。もし、汚損、破損した場合、あるいはそれらに気付いた場合は、直ちに学生課へ連絡してください。また、学内の備品などは支障をきたすので移動しないでください。
- 11 学内に宿泊することはできません。
- 12 キャンパス内に犯罪抑止及び防止のために防犯カメラを設置しています。

図 書 館

図書館は、芸術学部8学科の専門領域を中心に広範な資料を所蔵しています。

皆さんは、多種多様な資料を利用し、情報を収集することができます。

さらに、閲覧カウンターで行う他館との相互利用サービスにより、他学部、他大学の図書や文献のコピーを取寄せることもできます。ぜひ、大いに図書館を利用してください。

1 開館時間

月～金 9：00～21：00

土 9：00～17：00

※ 長期休暇期間や臨時に開館時間を変更する場合があります。最新情報については、日本大学芸術学部ホームページを確認してください。

2 休館日

日曜日、祝日、日本大学創立記念日（10月4日）、夏期、冬期、学年末休暇中の一定期間、その他の図書館が必要と認める時。

※ 上記休館日が通常授業実施日に当たる場合は開館します。

※ 臨時に変更する場合があります。最新情報については、日本大学芸術学部ホームページを確認してください。

3 図書館の利用

入退館や資料の館外貸出など、図書館を利用する際は学生証が必要です。必ず学生証を携帯してください。

4 貸出冊数・期間

① 貸出冊数：15冊

② 貸出期間：1か月（貸出延長：1か月）

※ 長期休暇期間などに、貸出期間を変更することがあります。

5 館外貸出ができないもの

① Blu-ray・DVD・LD・ビデオなどの視聴覚資料

② 辞書などの参考図書

③ 雑誌

④ 「禁帯出」「館内」ラベルの貼られた図書

⑤ 貴重資料：貴重書庫に保管されている資料は、閲覧希望日の1週間前までに申し出が必要です。

詳しくはカウンターへお問い合わせください。

6 情報検索

Web上の日藝OPAC<オーバーバックOnline Public Access Catalog>検索システムから、主に以下の検索方法により資料を探することができます。

① 芸術学部図書館に所蔵されている図書・雑誌の検索

所沢書庫に別置されている資料があります。（詳細はカウンターへ）

- ② 国内の大学図書館の蔵書の検索【CiNii Books^{サイニー}】
- ③ 国内の論文の検索【CiNii Research^{サイニー}】
- ④ 国内リポジトリからWeb公開された研究成果の横断検索【IRDB】
- ⑤ 国立国会図書館の所蔵資料のほか、国内の公共図書館、公文書館、美術館などの各種デジタル情報の検索【NDLサーチ】
- ⑥ 全国古書籍商組合連合会のデータベースから古書を検索【日本の古本屋】
- ⑦ 日本大学全学部が所蔵する図書・雑誌・電子ジャーナル／ブックを一括で検索【日藝ディスカバーサービス】
- ⑧ 探している資料が電子の媒体であるか、ないかを検索【電子リソース検索】

7 AVコーナーの利用

- ① 芸術学部図書館が所蔵するDVDなどの視聴覚資料を閲覧できます。
- ② 視聴覚資料は、閲覧カウンターで利用方法を確認のうえ、AVコーナーに備え付けの機器、または貸出用ポータブルプレイヤーでご利用ください。

8 コピーサービス

- ① 図書館所蔵資料の複写に限ります。
- ② 利用は著作権法の許す範囲とし、資料全体を複写することはできません。
- ③ 消耗度の激しい図書・雑誌は、複写を制限することがあります。

9 図書館相互利用

本研究科学生は、他学部や他大学図書館所蔵資料の閲覧や借用・複写物の取寄せ等ができます。他大学図書館を直接訪問して利用する場合は「紹介状」が必要となりますので、日にちに余裕を持ってカウンターへお申し出ください。

10 退館チェックシステム

図書館には、図書・雑誌の無断持ち出しを防止するためのチェックシステムが設置されています。作動の際は荷物を確認させていただきますので、ご了承ください。

11 注意事項

- ① 閲覧室で他人の迷惑になるような行為は、ご遠慮願います。
- ② 館内では飲食をしないでください（ふた付きでしまうことのできる飲料物のみ可）。
- ③ 館内は全面禁煙です。
- ④ 館内での通話は禁止です。携帯電話は電源を切るかマナーモードに設定し、振動音にも気をつけてください。
- ⑤ 席を離れる時など、荷物や貴重品は自己管理するようにしてください。

各種規程関係

I 日本大学学則（抄）

第3章 大 学 院

第1節 総 則

第104条 本大学に、大学院を置く。

- 2 大学院は、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

第105条 本大学院の課程は、修士課程、博士課程及び専門職学位課程とする。

- 2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。
- 3 博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

4 略

5 略

6 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

7 略

8 略

9 博士課程の標準修業年限は、5年とする。

10 博士課程は、前期2年及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程はこれを修士課程として取り扱う。

11 略

12 略

13 略

第106条 修士課程は、所定の年限在学し、専攻科目について30単位以上を修得、必要な研究指導を受け、更に修士論文の審査（芸術学研究科、理工学研究科建築学専攻、生産工学研究科建築工学専攻に限り、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる）及び最終試験に合格した者に修士の学位を授与する。ただし、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 修士の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりである。ただし、学術の専攻分野の名称は、学際領域等専門別に区分しがたい分野を専攻した者について授与する。

研 究 科 名	専 攻 名	専攻分野の名称
芸術学研究科	文芸学専攻 映像芸術専攻 造形芸術専攻 音楽芸術専攻 舞台芸術専攻	芸術学

- 3 博士課程は、所定の年限在学し、専攻科目について30単位以上（修士課程を修了した者については、その修得単位を含む）を修得、必要な研究指導を受け、博士論文の審査及び最終試験に合格した者に博士の学位を授与する。ただし、優れた業績を上げた者については、大学院に3年（修士課程に2年以上在学し当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む）以上在学すれば足りるもの

とする。

4 前項の規定にかかわらず、芸術学研究科における修得すべき単位数は、40単位以上（修士課程を修了した者については、当該課程で修得した30単位を含む）とする。

5 前2項の規定にかかわらず、第116条第3項第2号から第8号までの規定により、博士課程の後期3年の課程に入学した者又は専門職学位課程を修了し、博士課程の後期3年の課程に入学した者については、大学院（専門職大学院を除く）に3年（法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年）以上在学し（芸術学研究科においては10単位以上を当該課程で専攻科目について修得し）、必要な研究指導を受け、博士論文の審査及び最終試験に合格した者に博士の学位を授与する。ただし、優れた業績を上げた者については、大学院に1年（標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。

6 博士の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりである。ただし、学術の専攻分野の名称は、学際領域等専門別に区分しがたい分野を専攻した者について授与する。

研 究 科 名	専 攻 名	専攻分野の名称
芸術学研究科	芸術専攻	芸術学

7 博士課程に標準修業年限在学し、所定の単位だけを修得して、課程を修了しない者が、引き続き学生として在学する場合は、本条第14項に定める在学年限の範囲内において、当該大学院分科委員会の許可を受けなければならない。

8～13 略

14 大学院における在学年限は、修士課程4年（第105条第7項及び第8項の規定による標準修業年限を1年とした修士課程にあつては2年）、博士後期課程6年とする。

第107条 本章に規定しない事項については、第1章総則による。

第2節 教員及び運営機構 略

第3節 入学及び入学資格

第116条 修士課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有し、本大学院の選抜試験に合格した者とする。

- ① 大学を卒業した者
- ② 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- ③ 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- ④ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- ⑤ 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- ⑥ 外国の大学等において、修業年限が3年以上である課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者
- ⑦ 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- ⑧ 文部科学大臣の指定した者
- ⑨ 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であつて、本大学院において、大学院にお

ける教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

- ⑩ 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- 2 前項の規定にかかわらず、大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む）であって、本大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものであり、かつ、本大学院の選抜試験に合格した者を入学させることができる。
- 3 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有し、本大学院の選抜試験に合格した者とする。
 - ① 修士の学位若しくは専門職学位を有する者
 - ② 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - ③ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - ④ 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - ⑤ 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - ⑥ 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、修士論文又は特定課題の研究成果の審査と試験の合格に代える審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
 - ⑦ 文部科学大臣の指定した者
 - ⑧ 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

4～9 略

- 10 本大学院においては、他大学大学院からの編入学及び所属する研究科を変更することはできない。ただし、所属する研究科内において専攻の変更を許可をする場合がある。

第4節 教育課程及び履修方法

第117条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導によって行うものとする。

2 略

- 3 各研究科における授業科目・単位数及び研究指導並びに履修方法は次条以下による。

- 4 学生が許可を受け、他の研究科又は他大学大学院において履修した授業科目について修得した単位については、当該学生が在籍する研究科の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 5 前項の規定により認定することができる単位数は、15単位を超えないものとする。

- 6 学生が本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位については、当該学生が在籍する研究科の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 7 前項の規定により認定することができる単位数は、15単位を超えないものとする。

- 8 第4項及び第6項により修得したものとみなす単位は、合わせて20単位を超えない範囲で、修了するために必要な単位数に算入することができる。

- 9 各研究科において、教育研究上有益と認めるときは、あらかじめ協議の上、学生が他の研究科、他大学大学院の研究科又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

10 第4項から第9項までの規定は、学生が各研究科の許可を受けて外国の大学に留学する場合にこれを準用する。

第117条の2 教育上特別の必要がある場合は、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育を行う。

2 前項に該当する研究科、専攻は次のとおりとする。

修士課程・博士前期課程 略

博士後期課程

研 究 科	専 攻
芸術学研究科	芸術専攻

第5節 科目等履修生・聴講生・特別聴講学生及び研究生

第137条 大学院修士課程の授業科目中の1科目又は数科目の履修を希望する者に対して、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生の出願手続等については、別に定める。

第138条 科目等履修生は、履修した授業科目について試験を受けることができる。試験に合格した者には、所定の単位を与えることができる。

第139条 大学院修士課程の授業科目中の1科目又は数科目の聴講を希望する者に対して、聴講生として入学を許可することがある。

2 聴講生の出願手続等については、別に定める。

第140条 国内又は国外の他の大学院の学生が大学院研究科の授業科目の履修を希望するときは、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生の出願手続等については、別に定める。

第141条 各研究科において、特殊な事項に関する研究に従事しようとする者に対して、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生の出願手続等については、別に定める。

第142条 国内又は国外の他の大学院の学生が各研究科において、特殊な事項に関する研究に従事しようとするときは、特別研究学生として入学を許可することがある。

2 特別研究学生の出願手続等については、別に定める。

Ⅱ 日本大学学位規程（抄）

（趣 旨）

第1条 この規程は、日本大学学則に定めるもののほか、日本大学（以下「本大学」という）が授与する学位についての必要事項を定める。

（学位の種別）

第2条 本大学において授与する学位は、学士、修士、博士及び専門職学位とする。

2 略

3 修士の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。ただし、学術の専攻分野の名称は、学際領域等専門別に区分し難い分野を専攻した者について授与する。

芸 術 学

4 博士の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。ただし、学術の専攻分野の名称は、学際領域等専門別に区分し難い分野を専攻した者について授与する。

芸 術 学

5 略

（学位授与の要件）

第3条 略

2 本大学大学院の修士課程を修了した者には、本大学学則の定めるところにより、修士の学位を授与する。

3 本大学大学院の博士課程を修了した者には、本大学学則の定めるところにより、博士の学位を授与する。

4 略

5 博士の学位は、本大学大学院の博士課程を修了しない者であっても論文を提出してその審査及び試験に合格し、かつ、専攻学術に関し、本大学大学院の博士課程の教育課程を修了して学位を授与される者と同以上の学識を有することを、試問により確認された場合には、授与することができる。

（論文の提出）

第4条 本大学大学院の博士課程を修了しない者が、博士の学位の授与を申請するときは、学位授与申請書、論文の要旨及び論文審査手数料20万円を添え、学位に付記する専攻分野の名称を指定して論文を学長に提出しなければならない。

2 本大学大学院の博士課程に所定の修業年限以上在学し、所定の授業科目及び単位を履修したのみで退学した者が、再入学しないで博士の学位の授与を申請するときも、前項の規定による。ただし、退学後1年以内に論文を提出するときは、論文審査手数料を納付することを要しない。

3 前2項の規定により提出した論文及び一旦納付した論文審査手数料は、還付しない。

（論 文）

第5条 前条第1項又は第2項により提出する論文は、1編に限る。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

2 審査のため必要があるときは、論文の訳文、模型又は標本等の材料を、提出させることができる。

（分科委員会の指定）

第6条 第4条第1項又は第2項の規定により論文の提出があったときは、学長は、大学院委員会の議を経て、その論文を審査すべき分科委員会を指定し、その審査を付託する。

（審査委員会）

第7条 前条の規定により論文の審査を付託された分科委員会は、その研究科の教員2名以上から成る審査委員会を設ける。

2 分科委員会は、審査のため必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、他の研究科の教員そ

の他前項以外の教員を審査委員会の委員のうちに加えることができる。

(審査並びに試験及び試問)

第8条 審査委員会は、論文の審査並びに試験及び試問を行う。

2 試験は、論文を中心として、これに関連のある科目について行う。

3 試問は、口答試問及び筆答試問により、専攻学術に関し、本大学大学院において博士課程を修了して学位を授与される者と同等以上の学識を有することを、確認するために行い、外国語については2種類を課する。ただし、外国語については、分科委員会が特別の事由があると認めるときは、1種類のみを課することができる。

(試問の免除)

第9条 第4条第2項の規定により学位の授与を申請する者が、退学の後、博士後期課程に入学した時から起算して6年（ただし、医学、歯学、獣医学及び薬学にあっては博士課程に入学した時から起算して8年）以内に論文を提出したときは、試問を免除することができる。

(審査期間)

第10条 審査委員会は、第4条第1項又は第2項の規定により論文が提出された日から1年以内に、論文の審査並びに試験及び試問を終了しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、分科委員会の審議を経て、その期間を1年以内に限り延長することができる。

(審査委員会の報告)

第11条 審査委員会は、論文の審査並びに試験及び試問を終了したときは、直ちに論文の内容の要旨、論文審査の結果の要旨、試験の結果の要旨及び試問の成績に、学位を授与できるか否かの意見を添え、分科委員会に文書で報告しなければならない。

2 審査委員会は、論文の審査の結果、その内容が著しく不良であると認めるときは、試験及び試問を行わないことができる。この場合には、審査委員会は、前項の規定にかかわらず、試験の結果の要旨及び試問の成績を添付することを要しない。

(分科委員会の審議)

第12条 分科委員会は、前条第1項の報告に基づいて、学位を授与すべきか否かを審議する。

2 前項の審議には、委員全員の3分の2以上の出席を必要とする。ただし、公務又は出張のため出席することができない委員は、委員の数に算入しない。

3 学位を授与できるものと意見を集約するには、出席委員の3分の2以上の賛成がなければならない。

(研究科長の内申)

第13条 分科委員会が前条の意見を集約したときは、その分科委員会の長である研究科長は、論文とともに、論文の内容の要旨、論文審査の結果の要旨、試験の結果の要旨及び試問の成績を添付し、学長に学位授与の可否について内申しなければならない。ただし、試験及び試問を経ないで、学位を授与できないものと意見を集約したときは、試験の結果の要旨及び試問の成績を添付することを要しない。

(学位の授与)

第14条 学長は、前条の内申に基づいて、学位授与の可否を決定し、学位を授与すべき者には、所定の学位記を授与し、学位を授与できない者には、その旨を通知する。

(学位論文の要旨等の公表)

第15条 本大学は、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3か月以内にその学位論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

(学位論文の公表)

第16条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、その学位論文の全文を公表しなければならない。ただし、既に公表したときは、この限りでない。

- 2 前項の規定により学位論文を公表する場合には、日本大学審査学位論文である旨を明記しなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者で、やむを得ない事由がある場合には、大学院委員会の承認を得て当該論文の全文に代えて、その内容の要約したものを公表することができる。この場合において、本大学は、求めに応じて当該論文の全文を閲覧に供する。
- 4 博士の学位を授与された者が行う第1項及び前項の規定による公表は、本大学が定める所定の手続きに基づき、インターネットの利用により行うものとする。

(学位授与の取消し)

第17条 学位を授与された者が、その榮譽を汚す行為をしたとき又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、分科委員会の審議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を還付させ、かつ、その旨を公表する。

- 2 分科委員会において前項の意見を集約するには、委員全員の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席委員の4分の3以上の賛成がなければならない。第12条第2項ただし書の規定は、この場合に準用する。

(文部科学大臣への報告)

第18条 本大学において博士の学位を授与したときは、本大学は、学位を授与した日から3か月以内に、学位授与報告書を文部科学大臣に提出する。

(学位記及び書類の様式)

第19条 学位記及び学位申請関係書類は、(様式第1号)から(様式第8号)までによるものとする。

《日本大学校歌》

作詞 相馬御風

作曲 山田耕筈

1 日に日に新たに 文化の華の
さかゆく世界の 曠野^{こうや}の上に
朝日と輝く 国の名負いて
巍然^きと立ちたる 大学日本
正義と自由の 旗標^{きひょう}のもとに
集まる学徒の 使命は重し
いざ讃えん 大学日本
いざ歌わん われらが理想

2 四海に先んじ 日いづる国に
富嶽とゆるがぬ 建学の基礎^{もと}
栄ある歴史の 道一すじに
向上^や息まざる 大学日本
治世の一念 炎と燃ゆる
われらが行く手の 光を見よや
いざ讃えん 大学日本
いざ歌わん われらが理想

Marcia energicamente (M.M. ♩ = 120)

ひにひ に あ ら た に ぶ ん か の は な の さかゆ
く せ か い の こう や の う え に あ さ ひ と が
や く く に の な お い て ぎ ぜ ん と た ち た る だ い
が く に ほ ん せ い ぎ と じ ゅ う の き ひ ゃ う の も
と に あ つ ま る が く と の し め い は お も し い
さ た た え ん だ い が く に ほ ん い ざ う た わ ん わ れ ら が り そ う

日芸キャンパスの利用について

授業校舎

A棟では、主に芸術教養課程の授業を行います。一部専門科目の授業も実施しています。
A棟までは公道を通らず、正門から中庭を通って西棟前の学部掲示板を確認した上で、北門経由で移動してください。

体育実技科目

大ホール棟及びトレーニングルーム（クラブハウス・購買部棟1階）で実施します。

注意：校舎建物内は全面禁煙です。

学生食堂

昼食時間帯（11:00～13:30）は、食事専用スペースなので、食事が終わったら席を譲ってください。
（掲示及び場内放送にて注意喚起をします）

休憩スペース

東棟2階学生ホール、中庭、及び東棟と北棟の間のピロティに、休憩スペースがあります。
A棟4階には、ウッドデッキの屋上テラスがありベンチがあります。

駐輪場

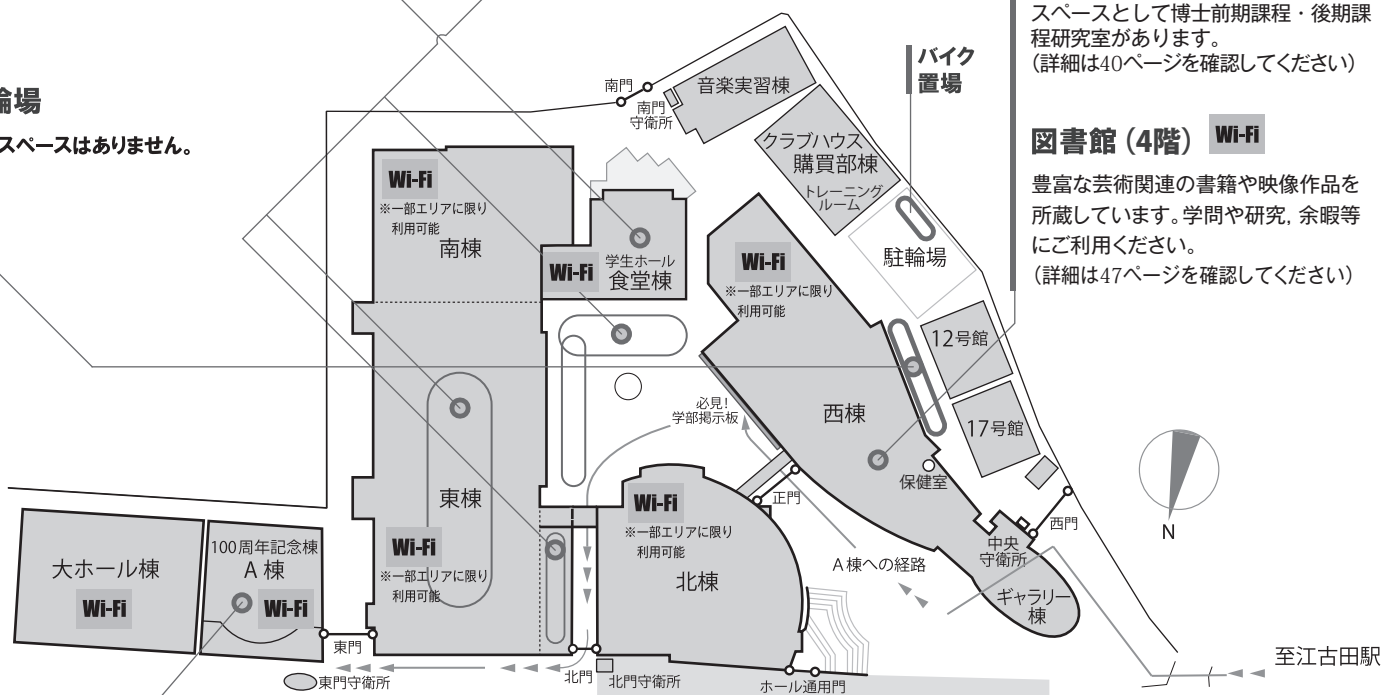
駐車スペースはありません。

大学院研究室（6階） Wi-Fi

大学院生が研究活動に取り組むためのスペースとして博士前期課程・後期課程研究室があります。
（詳細は40ページを確認してください）

図書館（4階） Wi-Fi

豊富な芸術関連の書籍や映像作品を所蔵しています。学問や研究、余暇等にご利用ください。
（詳細は47ページを確認してください）



食事スペース

昼食時は、学生食堂及び休憩スペースの混雑が予想されるため、原則全ての一般教室で昼休み時間（12:10～13:00）の飲食を認めます。
また、A棟101教室は終日飲食可能とします。
（授業及びイベントで使用する場合は事前に掲示）。

Wi-Fi

このマークがついたエリアでは、Wi-Fiが利用できます。
ログイン方法や利用可能エリアについては、掲示を確認してください。

狭いキャンパスですが、江古田は街全体がキャンパスです。工夫して有効に利用してください。
日藝生として出会った人への挨拶は忘れずに。
Be Creative!

8つのアート1つのハート

N_U Art
Nihon University College of Art

日本大学藝術学部

芸術学部（芸術学研究科）電話番号案内

江古田校舎 〒176-8525 東京都練馬区旭丘2-42-1

☎ダイヤルイン：03-5995-〇〇〇〇（直通）

庶務課	8201	写真学科	8210
教務課	8202	映画学科	8220
教務課（入試係）	8282	美術学科	8230
会計課	8203	音楽学科	8240
学生課	8204	文芸学科	8250
保健室	8281	演劇学科	8260
学生相談室	8299	放送学科	8270
管財課	8205	デザイン学科	8690
図書館事務課	8206	芸術教養課程	8284
就職指導課	8207		
研究事務課	8208		
守衛室	8285		

所沢校舎 〒359-8525 埼玉県所沢市中富南4-21

☎04-2993-2211（守衛室）

